

実践報告 (Practical Research)

「名張毒ぶどう酒事件」請求人の公判供述分析

1. どのような尋問が請求人の供述を引き出したのか

脇 中 洋

(花園大学文学部)

The Statements Analysis of Nabari Poison Wine Incident

1. What Led Mr. OKUNISHI to Confess

WAKINAKA Hiroshi

(Faculty of Letters, Hanazono University)

The Nabari poison wine incident occurred in 1961. Mr. Masaru Okunishi, who had become a prisoner sentenced to death in the judgement of this case, had applied for the reopening of proceedings seven times. In 2004, The Committee of Protection of Human Rights in Japan Federation of Bar Associations, requested an expert opinion from us, as psychologists, about Mr. Okunishi's written statements.

In our expert opinions as psychologists, we abstracted various characteristic phrases from the claimants statements. We also checked many characteristic phrases from questions in the court. So we have developed their communication patterns in those interactions. On the one hand, we considered that his explanations in the court about past written confessions that were false, or an offender had concealed his criminal acts. Then we came to the conclusion that it is too difficult to regard Mr. Okunishi's statements in court concealing his criminal acts as reliable, but that false confession statements were the result.

In this paper, we presented a former part of these expert opinions as psychologists, leaving out a few bits, and with some modifications.

Key words : analysis of changing statement, characteristic phrases of statements, stuck for reply, declination in the answer, repeated questions

キーワード : 供述の変遷分析、供述の特徴的な言い回し、口ごもり、尋問に対してずれている応答、尋問の反復

目次

- I 請求人の公判供述の特徴
- II 請求人に対する公判尋問の特徴 (以上本号)
- III 請求に及ぼした尋問の影響
- IV 自白した理由に関する請求人の説明

心理学的鑑定における問題の所在と鑑定手法

1961年（昭和36年）3月に発生したいわゆる名張毒ぶどう酒事件で逮捕、起訴された奥西勝氏に対して1審では無罪判決が出されたが、控訴審で一転して死刑判決となり、上告審で確定している。しかし奥西勝・死刑囚はその後も再審請求を重ね、第5次再審請求から日本弁護士連合会も支援を開始している。筆者は第7次再審請求で2004年（平成16年）に供述心理学の研究者として日弁連人権擁護委員会より下記事項を鑑定するよう依頼を受けた。

鑑定事項1. 請求人の公判供述における諸特徴は、供述心理学の観点から見て、真犯人による犯行の隠蔽を図った虚偽供述であることを示唆しているか、それとも取調べ段階の自白が虚偽であることを示唆しているか。

鑑定事項2. 請求人の取調べ段階の自白が虚偽であるとして、請求人の公判供述における弁解内容および経緯は、供述心理学の観点から見て了解可能か。

その後第7次再審請求では2005年（平成17年）4月に名古屋高裁判事第1部で再審開始が認められ、死刑の執行が停止された。死刑判決での再審開始決定は戦後5件目である。だが事件当時35歳だった奥西勝氏はこの時点で79歳になっていた。ところが検察側はさらに異議を申し立て、2006年（平成18年）12月に名古屋高裁判事第2部は再審開始決定を取り消した。2007年1月現在弁護団は最高裁に特別抗告を申し立てた。

なお鑑定書では次の4項目を柱として検討を重ね、2006年（平成18年）初頭完成に至った。

I 請求人の公判供述の特徴

II 請求人に対する公判尋問の特徴

III 供述に及ぼした尋問の影響

IV 自白した理由に関する請求人の説明

鑑定書ではこれらのテーマごとに心理学的な分析と検討を加えて一定の鑑定結論を得ている。本稿ではこのうち「I 請求人の公判供述の特徴」および「II 請求人に対する公判尋問の特徴」に関する検討結果を、一部割愛して修整の上報告する。

請求人は捜査段階で自白しているが、公判段階では一貫して犯行を否認している。鑑定書では、犯行を否認している公判供述を分析の対象とし、捜査段階の供述は直接の分析対象とはしない（捜査段階の供述分析は浜田寿美男氏が担当した）。

公判供述は、1審公判（津地方裁判所）における被告人尋問調書と、控訴審公判（名古屋高等裁判所）における被告人尋問調書、それに第5次再審請求審における請求人質問調書に大別される。

言うまでもなく法廷における供述は、請求人に対する尋問とその尋問を受けた結果としての応答が、1回ごとに問答となることで構成されている。このため請求人の公判供述の特徴を検討する際には、その要因としての尋問特性の検討も欠かせない。

そこで鑑定書では、請求人の公判供述の特徴を抽出するとともに、尋問要因の検討も行ない、その上で請求人と尋問者の間に相互作用として成立していたやりとりの特性を明らかにすることを目指した。

こうした請求人の公判供述の形式的側面の特徴を実証的に明らかにする一方で、否認供述についてはその内容も含めた検討を行なう。公判供述の真偽を検討するということは、「犯行の否認」および「捜査段階の自白内容の否認」のいずれをも検討することになる。前者は1961年（昭和36年）3月28日の本件発生前後の請求人の動向に関する事実関係についての供述であ

り、後者はその後の取調べにおいて請求人が「事実ではない」と主張する供述調書が、どのような経緯で作られていったのかに関する供述である。

鑑定書では、後者すなわち「請求人の意に反する供述調書が捜査段階に作られた経緯」に関する請求人の公判供述が、供述心理学の観点から了解できるものであるかどうかにも主眼を置いて検討した。

以上、請求人の公判供述の特徴を抽出し、尋問の特徴と照らし合わせながら、公判において尋問者と請求人の間に成立していたコミュニケーション・パターンを明らかにするとともに、過去の自白調書に対する請求人の説明が、「真犯人が犯行の隠蔽を図ったもの」として了解されるのか、それとも「虚偽の自白調書が作られたもの」として了解されるのかを考察して結論を導いた。

なお本稿において公判供述調書速記録からの引用を多用するが、通し番号は各公判が開始されてからの尋問回数を表す。この通し番号をはじめ、括弧内補足、傍線は、すべて筆者が付記したものである。

また「請求人」とは、本件請求人の奥西勝氏を指す。「B」とは、奥西勝の妻であり本件で死亡した奥西Bのことを指す。「C」とは、本件発生前に奥西勝と情交関係にあり、本件で死亡した女性を指す。「O親子」とは、本件発生前夜に奥西勝方に入浴に訪れた石切職人のOとその息子のことを指す。その他公的立場にない関係者は、すべてアルファベット表記とした。

I 請求人の公判供述の特徴

I では、請求人の公判供述の特徴を、事件との関連性が深いかどうかに関わらず供述の変遷や供述の形式的な性質から抽出していく。その上で、抽出した公判供述の特徴から引き出され

る問題点を挙げるものとする。

I-1 公判間の変遷が著しい

本件請求人の公判における供述は、1961年に始まった1審の公判から1986年の第5次再審請求審に至るまでの25年間におよんでおり、公判で尋問を受けて応答している回数は合計3996回に達している。このうち1961年から1964年の津地裁における1審の応答回数は1529回、1969年（昭和44年）の名古屋高裁における控訴審での応答回数は1133回、1986年（昭和61年）の第5次再審請求新での応答回数は1334回となっている。

請求人の公判における供述内容を見ると、取調べ段階の犯行を自白した供述を一貫して否認しており、犯行に直接関わらない事実関係についても取調べ段階の供述の趣旨とは著しく異なる内容を含んでいる。

請求人の公判供述を細かく見ると、公判開始以降も供述の趣旨が二転三転していることが明らかである。このため1審、控訴審、第5次再審請求審のいずれの段階においても、取調べ段階の供述内容が問題視されて尋問を受けている。これは1審から第5次再審請求審までの長い年月の間に、請求人の本件発生当時の記憶があいまいになってしまったことのみに起因しているのだろうか。

そこで公判間の食い違いのうち主だったものを洗い出して、その要旨を表にまとめながら、請求人の公判供述の特徴を抽出した。

(1) 事件前夜に関する公判供述

1961年（昭和36年）3月28日の本件発生前夜の請求人の動向に関して、請求人が尋問を受けて供述した内容の要旨は次のようなものである。

請求人宅には事件前夜の3月27日（または26日夜）に、石切りをしているOとその息子が入

浴にやって来ており、請求人はO親子の入浴と相前後してP宅に出向いたという。これらの動向の時間帯やP宅からの帰宅時刻、さらに帰宅後に妻のBと喧嘩をしたかどうかについて、項目別に供述要旨を整理した。

それによると、事件前夜に家を出た時刻や帰宅時刻については、1審開始当初は8時過ぎとしていたのが1962年7月6日の公判では「9時ちょっと過ぎ位」となり、控訴審になると「7時半かその位」と変動しており、かなり記憶があいまいになっていることが窺われる。

また、妻Bとの喧嘩において請求人が暴力を振るうことがあったかどうかについては、1審の段階では1回あったことを認めていたが、控訴審以降は否定して、そのような事実は認めていない。そして事件前夜に、請求人が付き合っていた女性Cをめぐって妻Bと喧嘩をしたかどうかについては、控訴審の段階で「喧嘩していない」あるいは「喧嘩したかどうか覚えていない」としていたが、取調べ時点で供述していた「Bが相手を見えんようにしてやると言った」という具体的な供述を提示して尋問すると、「喧嘩したのは間違いない」と同一公判の中で記憶を取り戻したかのような変遷を見せている。

請求人は取調べ当初に、O親子が入浴に訪れた日を、事件前夜の3月27日ではなく前々日の3月26日と認識していたが、その後の取調べの中で事件前夜であったと訂正している。1審公判の中でも、O親子が入浴に訪れた日を3月26日と認識して供述している回が見られる（1962年7月6日）。

だが第5次再審請求審の時点では、「取調べ段階に、O親子がやって来たのを26日と認識していたことがあったかもしれない」「ちょっと思い出さない」と述べており、取調べ時点でO親子が入浴に訪れた日を事件前々日と認識していたことがあったことに関する記憶があいまいになっていることがわかる。

これら事件前夜の請求人の行動に関する公判供述の変遷を概観すると、もともとの体験記憶を想起することが困難で、具体的な手がかりを与えられることによって実際の体験記憶を引き出しているように見える。

これは、「自ら再生することは困難だが、具体的事実を提示されて再認することは可能な状態」を表していることになる。たとえば「日本の現首相は誰ですか」と尋ねられて思い起こすことができるのが再生であり、「日本の現首相は安倍晋三ですか」と問われて「はい、そうです」と思い起こすのは再認である。すなわち特定のトピックについて自ら想起することはできないものの、刺激を与えられてそれを認める状態である。

しかし、もしも日本の現首相に関する知識や記憶がまったくなかったとしても、「日本の現首相は安倍晋三ですか」と尋ねられて「はい、そうです」と答えることができる。ということは、再認を求める問いかけというのは、たとえ本人が知識や記憶を持っていなくても、そうであるかのように応じることが可能であって、本人の体験記憶を担保するものではない。したがって請求人が尋問を受けて体験記憶を再生できないものの、再認形式の問いかけに応じていることをもって、現実にそのような出来事があったことを保証しているわけではない。

特に、事件前夜に当時請求人が情交関係にあったという女性Cをめぐって妻Bと喧嘩をしたのかどうかについての控訴審での供述は、請求人自ら記憶を再生させたのではなく、取調べ段階の供述調書に基づいて「Bが相手を見えんようにしてやると言ったか」という再認を求める形で尋問によって引き出されている点には注意を要する。

そもそもBとの間でこのような喧嘩があったのかどうか、あったとしてもそれが実際に事件前夜のことだったのかどうか、請求人が取調べ

時点で供述したことを実際の体験として混同していないかどうか、これらの点で請求人が意図していても誤った記憶に基づいた供述をする危険性がかなり高い。

一般に、想起したある記憶が何に基づいているのかを思い起こすことを、記憶のソースモニタリングという。ソースモニタリングとは、ある記憶が他者からの伝聞によるものなのか実際の体験なのか、実際の体験だとしたら、それはいつどこで知りえた情報なのか等の記憶の起源を検索して思い起こすことである。ある記憶が保持され想起できたとしても、その記憶がどこで記銘されたのかを思い起こすことは、記憶そのものの想起よりも一般に困難である（巖島、2000）。

ここで請求人は公判段階以降、取調べ段階の自白は虚偽だと述べているが、そうであるとしても、取調べ段階で供述した事柄を、自分が元々体験した出来事と誤って想起している可能性があり、事件前夜のBとの口論は実在しないのに、取調べ段階の供述に基づいて、請求人が無自覚なまま実際に体験したかのように想起した可能性は否定できない。

（２）事件当日に関する公判供述

請求人は事件当日、朝から石切り場に働きに行き、帰宅後新たに購入した牛の運動をさせた後、夕方から公民館で開催される地区の生活改善クラブ「三奈の会」の年度末総会および親睦会の会食準備のためにQ宅に立ち寄ってから、事件のあった公民館に向かっている。これら事件当日の行動のうち、以下の６項目についての公判供述の要旨を表１にまとめた。すなわち、「朝、石切り場に出かけるまで」「石切り場から帰宅した時刻」「牛の運動をした時間帯」「Q宅から公民館へ３本の酒を運んだ持ち方」「公民館でRが電気工事をしている姿を見たかどうか」「三奈の会総会において妻のBが役員に選

ばれた際の発言」である。

事件当日の朝に請求人が石切り場へ向かうために家を出た際、どのような行動を取ったのかについては、取調べ段階の供述では概略「一人で家を出て川原に向かい、そこで犯行に使用したニッカリンの瓶を投げ捨てた」ということであった。

このため、取調べでどのように犯行供述が引き出されたのか、捜査段階に川原でどのような現場検証を行なったかについて尋ねられている。だが公判において請求人は犯行を否認したために、事件当日の朝の行動に関する尋問の際に、ニッカリンの瓶をどう扱ったかについては、尋問されていない。ただし、当日朝石切り場に向かう際に、誰と一緒にだったか、あるいは川原に下りたのかどうかは尋ねられている。

そこで請求人は概ね「一人で家を出て煙草を買ってから石切り場へ向かった」という趣旨の供述をしている。だが、「川原に下りて柴を拾ったのかどうか」については、１審の段階で公判によって異なる趣旨の供述になっている。その後第５次再審請求審において、BとCを含めた３人一緒に家を出たが、川原には下りずに煙草を買うために分かれてS方に寄ってから一人で石切り場に行ったと述べている。

請求人が事件当日朝に川原に下りたかどうかについての供述が１審公判当初にあいまいであったことについては、日常の記憶を再生しようとする際にしばしば起きがちなことである。

たとえば出勤前に週に数回犬の散歩をしている人が、半年前の特定のある日について「当日犬の散歩をしたかどうか」を尋ねられて、実際にはその日に雨で犬の散歩をしていなくても、当時出勤前にしばしば犬の散歩をしていたことを想起して、当日も犬の散歩をしたかのように誤った記憶を再生することがある。こうした日常的にくり返していた手続きに関する記憶をスクリプト記憶と言い、このスクリプト記憶がく

表1：事件当日に関する公判供述

	1961/10/30	1962/ 1 /17	1962/ 2 /9	1962/ 7 /6	控訴審 1969/ 7 /4	1986/ 6 /12	1986/ 7 /15	1986/ 8 /28
3/28石切り場に行くまで	3月頃から私が一人早く出かけて川原で柴を拾って一緒に妻となるようにしていた。煙草を買いに寄ってから石切り場に(4)	柴にするような物もなくなつて河原へ下りなかった(531)	100mかその位の間隔でBとCが後へ付いてきていた(530)対岸で2組炭焼きしていた(533)	煙草買いに行ってから作業に行った(28)	尋問なし	尋問なし	3人一緒に家を出て家の前で反対側のSさんの方へ煙草買いに立ち寄ってから一人で行った(227)	尋問なし
3/28仕事場から帰宅した時刻	妻とCが4時で帰り、自分も怪我をしたらつらんという気になり10分位で帰ることにした(8)途中で追いついて4時40分位に家に着いた(20)	採石場を出たのは妻のが4時5分位に出て自分は15分位、4時40分位に家に帰って牛の運動の後Q宅に…間違いない(433)	尋問なし	尋問なし	5時に毎日仕事終わるが1時間はよう帰った、4:40位(440～442)BとCは2,3分先に出た(450)	4時から10分位私が作業し4:40位に家に着いたことは間違いない(147)	CとBは4時に出て、自分は10分位後に走って藪を出た所で追いつき3人一緒に帰って来た、4:40位だった(259)	妻とCが帰って10分ほどして帰った
牛の運動をした時間	5:05か5:10位に家の前に出て、帰ったのは5時半頃(21～27)	尋問なし	尋問なし	尋問なし	準備して帰ってくるまで約1時間(445)	尋問なし(5:40位に家を出てQ宅へ=152)	30分位(261)Qさんの家には5:40位じゃなかったか(263)	尋問なし
運んだ酒の持ち方	尋問なし	尋問なし	一本は左手で下げ、一つはジャンパーの裾を巻いて腋にはさんで、それで両方に下げた(48～51)	尋問なし	片方で2本抱えて1本を片手で持ってた(494)	尋問なし	両脇に1本ずつ抱えて、1本は瓶を横にして両手で支えるようにして持った、調書は間違い(267)	尋問なし
Rさんの電気工事を見たか	尋問なし	会場の入り口にRさんが電気工事していた(358)	公民館の便所の所にいた(315)	尋問なし	はしごが玄関の所にかかってたようで、いたのははっきりしない。見たことはない(501)	尋問なし	玄関右側の階段に外灯のスイッチが外されて、梯子がかけてあったので屋根の上で修理していると思つたが、姿は見えていない(403)	尋問なし
総会の選挙でBが役員になって何か言っていなかったか	尋問なし	わしゃ知らんぞ、じぶんはくじ引いてないんだから、ということも言った(383)	尋問なし	尋問なし	席がすぐそばと違うので聞いていない(536)そう言われたら…聞いたかも(539,926)	尋問なし	尋問なし	尋問なし

わしく思い出すことのできない特定の日の記憶に潜り込んで、あたかもその日もいつものような手続きを行っていたかのように認識してしまうことがある。

したがって、請求人が川原へ下りてニッカリンの瓶を投げ捨てたことを隠蔽する目的で、1審公判当初に川原へ降りていたことをその後否定するようになったとは必ずしも言えず、請求人による犯行の有無に関連することなく生じた供述の変遷である可能性が高い。

石切り場で仕事を終えて帰宅した時刻や牛に運動をさせた時間帯については、その時刻に若干の変動はあるものの、BとCが帰途についてから間もなく自分も仕事を終えて4時40分位に帰宅したという点や、帰宅後の午後5時40分頃にQ宅に行くまでの間に牛に運動をさせたという点において、比較的一貫している。

その一方で、Q宅から請求人が運んだ3本の酒の持ち方については、1審、控訴審、第5次請求審のいずれにおいても、その内容が変遷している。請求人が3本の酒をQ宅から公民館まで運んだことは、取調べ段階の供述を含めても一貫しており、請求人自身が体験した行動であることにほぼ間違いのないと思われるが、3本の酒瓶を具体的にどのように持っていたのかについて、公判ごとに供述が変わっている。

本人も一貫して認めている酒瓶の持ち方について、何か隠蔽意図を持って供述を変遷させることは想定しにくい。請求人は公判の別の場面で、「なぜ、そういう間違っただけを言うんですか。」と問われると、「はっきりしなかったんだと思います。」と答えている（1969年7月4日・控訴審公判調書365）。つまり、請求人ははっきりしないままに供述を重ねたことを認めており、正確に記憶していないことでも、体験した事実を前に覚えているかのように答えてしまう傾向を持っていることが窺われる。

総会選挙でBが役員に選出された時に何かを

言っていなかったかどうかについても、控訴審ではすぐに思い起こすことはなく、尋問者から調書を引き合いに出されて初めて「そう言われたら、聞いたか」と、思い出しかけたかのような応答をしていて、それが取調べ時点で供述した内容の想起なのか、原体験の想起なのか、ソースモニタリング上の混同が起こっている可能性がある。

1審では、事件当日公民館に着いた請求人は入り口の所で「Rさんが電気工事をしていた」と、請求人がさも直接見たかのように述べている。ところが控訴審や第5次再審請求審では、はしごを見かけたのみで「姿は見えていない」と述べている。1審の段階で請求人は、公民館の玄関先にはしごを見かけたことから、当日Rが公民館で工事をしていたことに関する何らかの情報や知識を加味して、「Rが電気工事をしていた」と供述したものと思われる。

つまり控訴審以降の請求人が供述している内容が事実通りだとすれば、請求人が体験したことは「公民館入り口ではしごを見かけた」ことであり、「Rが電気工事をしていると思った」のは知覚的に体験したのではなく、請求人が推論として認識したことである。そして実際にこの体験に基づく推論が正しかったとしても、体験記憶に基づいて述べるべき公判供述において、実際に見聞きしたかのように供述してしまっている可能性がある。

現実にも三奈の会の総会のあった事件当日の夕刻に公民館でRが電気工事をしていたのであれば、その点について供述内容が指し示すものに格別な違いはない。だが請求人の供述には知識や事後情報を加味されることがあり、実際の体験記憶と明確に区別しないままに語る傾向を持つこと、その結果聞き手は、請求人の事後情報を加味した知識や推論による供述を、実際に見聞きした体験記憶として受け止める恐れがあることに注意を要するだろう。

したがって、ここでも請求人のソースモニタリングが混乱していた可能性も見込まれるが、それとともに請求人の供述特徴として、実際に体験したことを推定や伝聞と区別して的確に述べるのが不得手である可能性が指摘できる。

(3) ニッカリンに関する公判供述

〈全体像を語ることが苦手なのではないか〉

本件犯行はぶどう酒に農薬テップ剤が混入されていたものであり、請求人は事件の前年に茶の消毒を目的としてテップ剤であるニッカリンTを購入したことを認めている。このため請求人がニッカリンに対してどのような認識を持っていたのか、あるいはニッカリンの購入をBや家族にどのように伝えたのか、ニッカリンの不存在にどの時点で気づいたかについて、幾度となく尋問を受けている。

請求人の住んでいた葛尾においてニッカリンを使用していたかどうかについては、1審では「使用していなかった」と供述していたが、控訴審では「わからない」と答えており、さらに第5次再審請求審では「隣の畑で使用していた」と述べていて、変遷が著しい。

〈概括化が不得手である可能性〉

ニッカリンの危険性に関する認識についても、1審の段階ではそれまでに山添村で起きた心中等を通じて「知っていた」と供述していたのに対して、控訴審では有毒とは言っても「生で食べるキュウリでも消毒できると思った」という認識を示し、再審請求審では「普通の農薬と同じ程度で、知らなかった」と述べ、さらに「山添村の事件がニッカリンということもはっきりしない」として、尋問者から「それはおかしいだろう」という指摘を受けている。

だが請求人は、ニッカリンに対して一定の危険性の認識をしている一方で、「生のキュウリにも使える」「他の農薬と同程度の毒性なのか」

と感じたことが事実であったとすると、そちらの認識を強調して述べた可能性がある。すなわち、請求人がある対象に対して具体的で多様な認識を抱いていたとして、それらを一般化してひとつの応答の中で概括して述べることは困難で、一部の認識に基づいて偏った応答をするという特徴を有している点には注意を要する。

たとえば、富士山は数ある山の中で比較的高い山と言うことができるが、エベレスト山に比べたら低い。この「エベレスト山に比べたら低い」という側面にのみ着眼していたら、富士山の高さがあらゆる山に占める位置や、相手の認識に構わず「富士山は低い」という認識を示すことになる。こうした例のように、請求人は物事を概括する際に、ある局面のみを捉えて、それを全体化する傾向が見られる。

それと同時に、請求人が時間的経過の中で、対象に対する認識を変容させている場合、過去のある時点における自分の認識とその変化を忠実に再生することはとりわけ困難であると思われる。

その結果、請求人の偏った言動が、誤解を招いたり顰蹙を買ったりすることがあるのではないと思われる。

ニッカリンの不存在に気づいた時期や状況については、1審段階で「3月6日頃に気付いた」と述べていたものの、控訴審では「事件前に気付いていた」という記憶がなくなり、「事件後になくなっていることに気付いた」という記憶を想起し始めている。さらに第5次再審請求審では、事件前には気付かず、事件後の取調べから帰宅後に調べてみたら、なかったという供述をしている。

ニッカリンの購入をBに伝えた経緯については全般に請求人の供述がはっきりせず、1審では「妻と喧嘩した際に伝えた」という取調べ段階の調書に沿った供述をしていたが、控訴審ではそのようなことが「あったように思う」と記憶

があいまいになり、第5次再審請求審ではBとの喧嘩については特に言及せず、「農薬を扱っていたBも知っていたように思う」旨の推論を述べるにとどまっている。

それに対して、「ニッカリンを事件の前年にT薬局から購入した」という事実に関しては一貫して想起できており、「自宅にあったニッカリンがなくなっていた」ことに関しても揺らがない。

それに対してここで検討してきた「ニッカリンに対する危険性の認識」「ニッカリン購入をいつBに伝えたか」「ニッカリンの不存在にどの時点で気づいたか」といった尋問は、請求人が得た様々な情報を加味する中で、その都度認識が変容していったことが見込まれる。一般に、現時点で最新の認識を示すことはできても、過去のある時点における認識を想起するのは困難である。また、ここまでの検討で、請求人がこのような問いかけに的確に応答することが困難であることが窺われる尋問内容と言うことができる。

〈女竹の油抜きを忘れていた理由〉

請求人が犯行を自白していた取調べ段階の供述調書によると、請求人は犯行にあたってニッカリンを竹筒に移し入れて持ち運んだことになっている。このためニッカリンを入れたという女竹の入手方法や油抜きに関する尋問も受けている。

1審の段階で請求人は、「自ら竹を切ってきたことはなく、おじいさんが切り出してきた」という趣旨を述べていたが、控訴審以降は「自分が炭焼きに行った際に切って持って帰った」という記憶を想起している。

竹の油抜きに関しては、取調べ段階の供述では「ひび割れしたり虫が付いたりしにくくなって保存に耐えるから、ニッカリンを入れるために自分が行なった」と述べていたが、1審の公

判では「曲がったりしたら伸ばすため」、控訴審では「釣竿なんか軽くなった」と、犯行の用途とは異なる目的を語っている。

そして第5次再審請求審では、「取調官が油抜きをすると割れにくく虫が付にくくなることを調べてきて、それで油抜きをしたのかと問われてそのまま認めたために、そのような供述調書ができた」旨を述べている。

ここで請求人は竹の油抜きの目的を問われて、1審の段階では「まっすぐに伸ばすため」、控訴審段階では「釣竿を軽くするため」と、その都度取調べ段階とはまったく異なる目的を述べていることは注目に値する。

これまで「事件前夜のBとの口論」で見たように、請求人は実際に体験していなくても、取調べ段階に供述した内容を体験記憶として語っているとみなす余地のある公判供述を行っていた。

これとは逆に、「竹の油抜きの目的に関する請求人の認識」に関しては、犯行目的に合致した取調べ段階の供述を想起せずに、尋問を受けた時点での請求人の一般的知識のみを吐露している。

なぜ請求人は取調べ時点で供述したはずの油抜きの目的を、公判では供述しなかったのだろうか。

再審請求審での公判供述によると、取調官が請求人宅の搜索で虫の食った女竹を見つけ出して、「女竹をニッカリンの容器にしたのではないか」という見込みを請求人に提示する一方で、女竹に虫が食って穴が開いていることにも気付き、「竹は火であぶって油抜きをすれば丈夫になって長持ちする」という知識を得て、請求人に「油抜きをしたらどう」と問うて来たのだという。これに対して請求人は「はい」と応じたために、「油抜きをした女竹をニッカリンの容器に用いた」という取調べ段階の自白調書ができたと供述している（1986年7月15日付・第5

次再審請求審公判質問調書217)。

もしもこうした取調べの経緯が事実であるならば、「竹を丈夫にするために油抜きを行なう」という知識を仕入れてきたのは他ならぬ取調官であり、取調官が主導し、請求人は単にそれを追認する形で作られた自白であるということになる。

そうである限り、女竹の油抜きは請求人の体験に裏打ちされておらず、その結果として請求人は容易に想起できなかったとしても何ら不思議はない。つまり自白調書にある「竹の油抜きの目的」について1審や控訴審の段階では供述されなかったという事実は、その後の再審請求審で請求人が述べた「自白時点で語った油抜きをしたというストーリーは、請求人が主体的に作ったものではない」ことの結果としてうまく合致している。すなわち、請求人は女竹の油抜きなどしておらず、かつ自白調書において「保存のために油抜きをした」という筋書きの提供もしていないがゆえに、思い出せなかったとみなす余地が多分にある。

少なくとも、真犯人が「ニッカリンの容器として用いるために女竹の油抜きをした」ことを隠蔽する目的で、1審・控訴審の段階で請求人は敢えて油抜きに関して別の目的を語ったと結論づけることはできない。

これに対して、本節Ⅰ-1(1)で述べたBとの口論に関しては、請求人にとって何らかの類似した体験記憶があったという。この点で「そのような経験があったような気がする」と感じやすく、女竹の油抜きのように体験的裏づけがなかったと思われる事柄とは異なる。こうした体験記憶が、特定の日の記憶に紛れ込んで、「犯行前夜にBと口論した」という虚記憶を生み出した危険性がある。

なお請求人は、1審では女竹の刈り取りは「おじいさんに任せていた」と述べていたが、再審請求審では自分が切って持って帰ったことを述

べている。こうした変遷も、請求人が尋問を受けた時点で想起した特定のエピソードのみに着眼して、それを全般化して述べたことが疑われる。つまり竹の刈り取りは、おじいさんが行なったこともあれば、請求人が持ち帰ったこともあったものと思われる。

(4) B犯人説にまつわる公判供述

請求人は取調べ段階で自らの犯行を否認する際に、「妻のBが犯行に及んだのを見た」という趣旨の供述を残している。このためBが犯人だとした根拠について、公判においても再三尋ねられている。そこで請求人の述べたB犯人説にまつわって公判供述の要旨を整理した。

Bが自宅にニッカリンがあることを知っていたと思うかどうかについては、前述したように請求人がBにニッカリンの所在を伝えた記憶がはっきりしていないことと連動して、1審の公判では「2月、22、23日頃に請求人がBに伝えた」旨を供述していたのに対して、控訴審では「話したかもしれない」と記憶があいまいになり、第5次再審請求審では「夫婦喧嘩の際に伝えたのは事実ではない」として請求人から直接伝えたという記憶は引き出されず、「妻も消毒してくれたので、あり場所は知っているだろうと思う」という推測を述べるに留まっている。

請求人が取調べ段階に述べていた、総会の終わり際に中座した際に、Bがぶどう酒にニッカリンを入れた様子を目撃したことを示唆する「総会の終わり頃にBが囲炉裏端でしょづくまっていたかどうか」については、1審の段階では「しょづくまっていた様子を一目見ただけで動作は見えていない」、控訴審では「囲炉裏端に居ただけで想像を加味して供述した」という趣旨の供述をしており、第5次再審請求審になると、「囲炉裏端にうずくまっていたということ自体が作り事である」としている。

つまり取調べ段階では「ニッカリン混入を目

撃」，1審では「しょづくまっていたところを一瞥」，控訴審以降「囲炉裏端に居ただけ」と供述することで，段階を踏んで目撃供述から推測していた部分を削除していったことになる。ということは，請求人がかつて推測を加味して供述していたことに対して，公判を重ねるに連れて一定程度は自覚的になってきたと言えることができる。

ぶどう酒を飲んで亡くなったBが自宅に運ばれて安置されている際に，請求人がBの割烹着（エプロン）のポケットから小瓶や栓抜き等を発見した状況についての公判供述は，概ね「布団の中に横から足を入れようとして手に冷たいものが触れて，濡れているのを感じたために発見した」というものだが，請求人が布団の中に足を入れた，あるいは一緒に入って寝たかのように供述していることがあり，請求人とBの具体的な位置関係や請求人の動作に一貫しない部分が見られる。

これは請求人が運んだ酒瓶の持ち方に関する供述のように，身体的位置関係や姿勢・動作について叙述することに請求人が長けていない可能性がある。

Bの割烹着のポケットから発見した小瓶については，1審公判開始当初はバリカン箱に置いてあった瓶とは異なると述べていたが，その後はバリカン用の瓶としている。だがコルクの栓が着いていたかどうかについては，控訴審になると「付いていなかったように思う」と供述している。また発見した小瓶の処置について，1審では「事件の翌朝に流しに置いて，31日の晩に水で洗った」としていたのが，控訴審では「事件の翌朝に洗った」と変遷し，第5次再審請求審では，小瓶を洗ったことについての記憶がはっきりしなくなっている。

請求人がBを犯人だと思うかどうかについての各公判各時期の認識も揺れを見せている。1審公判では「疑念を持っている」としていたが，

控訴審や第5次再審請求審（1986年6月12日）では同じ公判の中でも「やったんじゃないかと思った」「犯人と疑ったことはなかった」「今でもそう思っている」「そう思わない」と供述の趣旨が定まらない。

だが再審請求審でも「今も，そういうことは頭から離れない」「今でも疑っている」と述べており，請求人の述べる疑惑に根拠があるかどうかはともかく，請求人はBに対して疑惑を抱いていたことは，ほぼ間違いないものと思われる。

なおBが亡くなる前に請求人が最後に夫婦関係を持った日については，1審では3月25日の晩だとしていたが，控訴審では「牛を取りに行った前の晩」で，3月25日まで関係していたのは間違いであるとしている。

ただし，控訴審で請求人は「牛を取りに行った前の晩」ということは思い出したが，それが何日であったのかを思い出せずにいた。それに対して尋問者がかなり強引に説き伏せる形で「3月25日まで関係していたのは間違いでしょう」と認めさせているに過ぎない。

Bが犯人だとした請求人の根拠はどこにあったのかに関する供述は，一審公判開始当初は「囲炉裏の傍でしょづくばっていた」ことを挙げていたがその後は述べなくなり，1審途中から控訴審の段階では「報道で聞いたこと」「ニッカリンがなくなっていたこと」「エプロンから瓶や栓抜きが見つかったこと」「妻との口論で犯行を仄めかす発言があったこと」を挙げている。

ところが第5次再審請求審になると，「3月31日にU（男）から，妻から頼まれてぶどう酒の栓を開けたと聞かされて」，妻がやったのではないかという疑問を持ち始めたことと供述している。また「警察が妻の指紋を取りに来たこと」も加えた上で，自分の浮気が妻の犯行の動機となることはありえないとしており，取調べ段階の供述とはまったく異なる供述をしている。

請求人がBに対して疑惑を抱いたことは確かであり、そのこと自体が請求人の記憶に定かであったとしても、「何を根拠に疑ったのか」「どの時点で何を知ったのが原因か」という請求人の認識を変化させた要因に関する記憶の想起は、一般にソースモニタリングに関する記憶に属しており、時期を特定しながら述べることは困難であったと思われる。

また「しょづくまって小瓶からぶどう酒に液体を入れたのを見た」という供述は、後に請求人自ら憶測に過ぎないことを認めている。ということは、請求人は取調べ段階から公判が始まってからも、B犯人説について推測を交えた虚偽を語っていたことになる。

そうであるならば、請求人が改めて実際のBの様子をどのように目撃したのかを改めて再生しようと試みても、推測と現実の体験が交じり合って、正確な想起が極めて困難であったものと思われる。再審請求審で「奥さんがやったかもしれないという疑いは、今現在も持っていますか」と尋ねられて、請求人は「今も、そういうことはちょっと頭から離れません」(1986年7月15日・第5次再審請求審392)と答えているが、ここに推測と目撃が混同しているのかもしれない。

(5) Cとの関係にまつわる公判供述

本件で死亡したCと請求人との関係について、葛尾部落内の人々に周知であったかどうかについての請求人の公判供述は、1審公判では「わからない」としていたが、第5次再審請求審では「知っているだろう」と認識していたという。

また取調べ段階の供述調書にあるように、1959年(昭和34年)10月20日の秋祭りの晩にCと関係して出て来たところを妻のBに見られたかどうかについては、1審公判当初から時期を特定して思い起こすことができていない。控訴

審でも再度問われているが、Cと関係を持った後に帰ってきたところをBに見られたことは、「あったかもしれない」としながら、2人で出てきたところを見られたことはないとしている。

「Cとの関係が葛尾部落の人たちに周知だったか」という尋問や、「Cと関係したのをBに見られたか」という尋問は、いずれも請求人自身の体験ではなく、請求人の行動に対する他者の認識を問うものである。したがって、部落の人やBから決定的な場面を目撃されたことを請求人自身が認識するなり、何か言われたりしない限り、請求人の認識は推測を交えたものに留まらざるを得ない。このため請求人の公判供述が明確でなかったとしても、不思議はないだろう。

請求人が採石場で酒を飲んだ際に出された缶詰にCと相前後して口を付けた状況についての公判供述は、そのような出来事があったこと自体は認めているものの、会の趣旨と日付が控訴審までは「2月23日、Vさんの送別会」だったのが、第5次再審請求審では「旧暦1月23日の三夜半にCの厄払いのため」と変遷して、集まった人数や顔ぶれについてもあいまいになっている。

請求人が採石場で仕事仲間を交えて酒を飲む機会を、本件発生前の時期に何回か持っていたとすれば、類似した体験を混同して、時期や内容についての想起が困難になったと考えられる。

缶詰に口を付けたのは請求人が先だったのか、Cが先だったのかについても、1審ではCが先としていたのが、控訴審ではあいまいになり、第5次再審請求審では請求人の残りにCが口を付けたことになっている。

こうした体験の詳細な記憶については、一般にも想起するのは困難である。したがってここで請求人の供述があいまいであるということ

は、請求人が犯行におよんだ体験を有するかどうかを判断する上で問題とならない。そうではなくて請求人の供述特徴として、たとえ記憶があいまいであってもあたかもはっきり覚えているかのように、その時点の記憶を述べてしまう傾向にあることを銘記すべきであろう。

本件発生前にCと別れ話があったかどうかについては、控訴審では認めていたのに対して、再審請求審では「一度もない」としている。

採石場でCと缶詰の一件があった晩に、請求人がこの件で自宅にてBと喧嘩をしたかどうかについては、1審の段階ではBが「相手を見えんようにしてやる」と、取調べ段階の供述に沿った内容を述べているが、控訴審では「夜に子どもがいる寝床でそのようなことはない」と否定している。ところが改めてBが犯人だと思った根拠を尋ねられると、採石場（石山）で飲んだ晩にBが「相手をやるんだとか言った」という記憶を想起している。

公判で請求人は、「取調べ時点でCとの関係をいつ問われたか」「取調べにおいてCとの関係を隠していたかどうか」について尋ねられており、それに対して1審の段階では「聞かれなかった」と供述しているのに対し、控訴審では「隠していた」と述べ、第5次再審請求審では、取調べ段階でCとの関係を尋ねられて「ない」と答えたことがあったが、取調べが進むうちに認めたという旨を供述している。

ただし、1審の時点で請求人が「聞かれなかった」としているのは、少なくとも「三角関係という言い方はされなかった」という趣旨で供述していると捉える余地がある。

Cと最後に深い関係を持った日や場所については、1審や控訴審では「事件前夜に戸外で関係してコンドームも使用した」と述べているのに対し、第5次再審請求審では「事件前夜はキスをしたのみであって、最後に肉体関係を持ったのは3月20日頃である」とした上で、「屋外

で肉体関係を持ったことはない」としている。

なお控訴審までの供述で、屋外で関係を持ったかのように供述していたのは、Cの実家であるW宅で会っていたことを明らかにすると、W方に迷惑をかけると思っていたからだという。

この供述が事実だとすると、請求人は隠蔽したい事柄を意図的に伏せるなどして、供述内容にある程度制御することも可能であったことになる。

（6）取調べ中の記者会見に関する公判供述

請求人は取調べ期間中に報道関係者を前に記者会見を開いたことについて公判で何回か尋問を受けている。記者会見の場所や集まった報道関係者の人数、および記者から質問を受けたかどうかについては、1審では「畳を敷いた宿直室で4、5人を前に、事前に言われたとおりに質問に答えた」旨を供述している。控訴審でも「5、6人に対してお詫び文を読んだ上に、質問を2、3受けた」と供述している。それが第5次再審請求審になると、「広い土間で6～7、7～8人に対して記者会見を開き、朗読しただけでやりとりはなく、むしろ絶対答えるなど言われていた」と述べている。

新聞記事にも載ったという記者会見の模様に関して、請求人が意図的に事実と違った供述をすることは考えられない。したがって、わずか2、3分だったという記者会見に関する請求人の記憶は、あまり明瞭ではないと言うことができる。

以上、請求人の公判間の供述変遷を洗い出す作業を通じて、公判供述に見られる特徴のいくつかが浮かび上がってきた。

請求人の公判供述の中で、変遷が見られる供述がなぜ生じたのかについては、以下の可能性が、請求人の供述特徴とともに見出された。

一つ目は、1審から第5次再審請求審までの

25年という長期間におよぶ公判の中で、請求人の記憶が衰えざるを得なかったことが挙げられる。特に、元々の体験に加えて取調べの反復や、公判供述を重ねることによって、記憶は干渉を受けて変容が起こりやすく、様々な供述のうち何が原体験に基づく記憶なのか混乱しやすい状況にあったといえることができる。

請求人の公判供述に見られる応答特徴として、ある出来事について述べる際、自らの体験と、その後伝聞情報や類推を加味して認識した事柄を峻別して述べることが不得手であることが窺われる。

このことは、一般的に「ある出来事の記憶は述べることができても、その記憶の出所については思い出せない」というソースモニタリングの難しさに起因していると思われるが、これに加えて請求人は、以下の表現上の困難を抱えている可能性がある。

また、請求人は尋問を受けると、あいまいな記憶でも答えてしまう傾向があることを指摘できる。あいまいなままその場の問いかけに応答するということは、次の2つの側面を持つことが指摘できる。まず、過去の供述に基づいて一貫させようという意識に乏しく、場当たりの応答をする側面を持つということである。もうひとつは、尋問に応じてあいまいな記憶を語るうちに問いかけに乗ってしまう余地があり、このような場合は誘導を受ける可能性が高い側面を持つことができる。

その一方で、請求人は聞き手のことをまったく意識しないまま供述しているのではなく、一部の供述には意図的な隠蔽を図っていたことがわかった。

以上、本節で検討してきた事柄から導かれる請求人の供述の真偽を判断する上の注意点として、たとえ真犯人ではなくても誤った記憶を想起する可能性があることが挙げられる。むしろ事件前の記憶に関しては、犯行の計画や準備を

進めていない無実者の方が、日常的行動の中に記憶が埋没して想起が困難であり、それにも関わらず無理に思い起こすように求めると、却って事実と反する記憶を語る可能性が高い。

I-2 同一公判内においても矛盾を呈する

前項では、6項目にわたって公判経過に伴う供述変遷の概略を見中で、請求人の供述特徴を指摘した。

請求人の供述の趣旨は、数ヶ月、数年あるいは20年近くの期間を経た公判間で異なるばかりではない。同じ公判の中でも供述の趣旨が変遷することがしばしば見られる。たとえば以下の供述がそれに該当する。(以下の公判供述調査速記録からの引用は、

(1962年2月9日・1審第8回公判調書)

9 君、この前の供述でふとんの中に足をつっこんだということを申しておりましたね。

はい。申し上げました。

10 これは間違いなんですか。

はい。間違いなんですか。

…(中略)

12 そうしたならば、君は足を入れたんですか。入れないんですか。

入れようと思ってる時、名張の父がタクシーで来たわけなんです。その時母が出て行って自分も入れようと思ったけど、入れなかったですけど、その時、冷たいのを感じて見たわけなんです。

13 じゃ、どういう時に、どこで感じたんですか。

入れようと思ってふとんをめくって足を入れたわけです。もう入れようとしたら、冷たいような感じだったので、その袋を出したもんで、足を

入れなかったと思います。それから
名張の父が座敷に上がってきました
から。

二人で出てきたところを見られた
ことはありません。

（1962年 2 月 28 日・ 1 審第 9 回公判調書）

55 水道の出てくる口とその瓶との間どのぐ
らいありました。

下へ付けたままでした。おろして置
いたままでした。

…（中略）

59 自分で瓶を持たないで、その瓶を立てた
んですか。

いえ、手で持っていました。

（1969年 7 月 4 日・控訴審第14回公判供述調
書）

1100 関係して二人で出てきたところを、 B
と会ったことはあるのですか。

1 回ぐらい会ったことがあるかも
しれません。

…（中略）…

1103 あるんですか、ないんですか。これは
非常に印象に残ることですから、間違
いないと思います。二人で出てきたと
ころをパツタリと…。

このように一見矛盾していると思われる供述
は決してまれではなく、請求人の真意はいずれ
なのか理解に苦しむ箇所は、これ以外にも多数
見られる。請求人の3996回の公判供述のうち、
同一公判の中で異なる趣旨の応答をしている箇
所を抜き出したところ、 1 審公判で1529回の尋
問中43箇所、控訴審で1133回の尋問中46箇所、
第 5 次再審請求審で1334回の尋問のうち39箇所
で、当該供述前あるいは当該供述後の応答とは
一読すると内容的に両立しない供述を見出し
た。全体では3996回の応答のうち128回の応答
において、同じ公判内で矛盾する供述を行なっ
ていることになる。これは3.2%の生起率であ
り、尋問30回余に 1 回の割合で生じていること
になる（表 2 参照）。

これらの互いにかみ合わない供述が、何回の
尋問を経てから生じているのかについて調べた
ところ、127回の応答のうち 8 割を越す108回に
おいて、尋問を10回重ねるまでの間に生じてい
た。そのうち66回は、隣り合う尋問において生
じている。つまり請求人の矛盾を生じる供述の

表 2：同一公判内での供述矛盾箇所

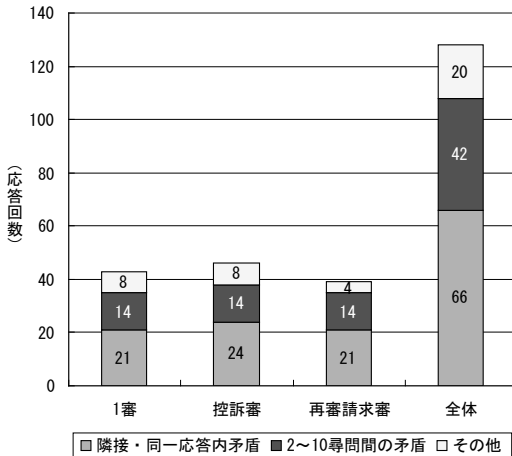
公判年月日	箇所数	尋問番号
1961・ 8 ・ 30	0	
1962・ 1 ・ 17	31	7-8, 9-10, 29-30, 57-59, 93-94, 185-186, 221-229, 223-224, 265-600, 272-275, 302-303, 321-322-323, 376-379, 387-388, 653-655
1962・ 2 ・ 9	7	9-12, 62-64, 98, 482-590
1962・ 2 ・ 28	5	20-21-25, 32-76
1962・ 7 ・ 6	0	
1969・ 7 ・ 4	46	17-18, 77-122-265-274, 90-91, 96-97, 138-139, 152-244, 174-177, 193-195-196, 216-217, 222-223, 306-307, 333-335, 342-343, 354-363, 366-370, 382-383, 509-510, 608-612, 800-801, 995-1008, 1099-1103-1108
1986・ 6 ・ 12	4	146-147, 222-224
1986・ 7 ・ 15	18	9-12, 32-34, 42-44-46, 209-210, 226-227-232, 265-267, 328, 397-401-402
1986・ 8 ・ 28	17	34-35, 48-49, 69-73, 345-346-349, 391-392, 456-457, 458-471, 585-586

表3：同一公判内での矛盾した供述の内訳

(括弧内%)

	隣接・同一応答内矛盾	10尋問以内の矛盾	全体
1 審	21 (48.8%)	35 (81.4%)	43 (100%)
控訴審	24 (61.5%)	38 (82.6%)	46 (100%)
再審請求審	21 (53.8%)	35 (89.7%)	39 (100%)
全体	66 (51.6%)	108 (84.4%)	128 (100%)

図1：同一公判内での矛盾した供述の内訳



ほとんどは、問いかけの最中にさほど時間を置かずに生じていることになる(表3, 図1 参照)。

つまり同じ公判の供述中で一貫しない応答がしばしば見られ、しかもそのほとんどが尋問を10回重ねるまでのうちに生じている。10回までの尋問ということは、多くの場合同じ尋問者がひとつのトピック(話題)について一連の問いかけを重ねている最中に生じていることになる。これでは後に調書を読む者だけでなく、直接尋問している者でもその場で請求人の供述の真意を把握しきれない場合がしばしばあったと思われる。

だがこれら矛盾しているように見える公判供述をていねいに読み返してみると、請求人なりに一貫して言おうとしている内容が潜んでいるのではないかと感じられる例が、以下のごとく見受けられる。

(1962年1月17日・1審第7回公判調書)

320 しかし、あなた警察の取調べの際に29日も30日も、31日も、このB、Cとの三角関係は取調官に言わなかったでしょう。

それは言わなかったです。

321 聞かれても言わなかったんじゃないんですか。

いや、聞かれなかったです。

322 聞かれても、あなた、それは噂に過ぎないんだと、こういう風に言って突っぱねておったと違いますか。

違います。そこまで、三角関係とか、そんなことまで言われんでもいいと思ったんです。

323 あなた、この三角関係は辻井警部補の取調べを受けた際に初めて言ったのであって、その前の田上巡査や山上警部補の取調べを受けた段階においては、このことは述べなかったんじゃないですか。隠しておって。

それは言わなかったで隠したということですけども。

324 取調官からその点は聞かれたでしょう。
三角関係とかそういうことは聞かれなかったです。

ここで請求人はCと三角関係にあったことを、取調べ当初は聞かれても答えなかったのではないかと尋ねられて、「聞かれなかった」と答える一方で、「三角関係とかそんなことまで言われんでもいいと思った」と矛盾した供述を

しており、取調べ当初にCとの関係をどのように問われたのかを理解することは困難である。

だが請求人は、本件とは直接関係のないCとの関係を取調官になぜ言わなくてはならないのかと感じて、供述することに一定の抵抗をしていた様子が窺われる。それとともに、請求人の言わんとすることは、取調官からCとの関係について問われたとしても、それは「三角関係」という言い方ではなかったという趣旨で「三角関係とかそういうことは聞かれなかった」と供述しているのかもしれない、もしそうであれば、矛盾した応答とまでは言えなくなる。

このように、その場に立ち会っている尋問者らにとって容易には理解しがたいが、尋問者の問いかけを請求人なりに理解して供述していたり、請求人の表現が至らなくて真意は別のところにあたりすると解釈する余地のある箇所が、これ以外にも見出される。

このことは、問いかけを通じて尋問者が尋ねようとしている内容が何なのかを察知することに、請求人が長けていないことを示している。また請求人が供述する際には、ことばが不足したり、あるいはことばが過ぎたり、不適切な言い回しをするなどして、結局述べようとする趣旨がうまく伝わらない結果に終わりがちであることを示唆していると思われ、請求人の言わんとする内容を引き出すためには、注意深く丁寧な問いかけが必要であろう。

一般に長期間を隔てた公判間の供述の趣旨が異なるのであれば、それは記憶の変容や減衰による可能性が高いと考えられる。だが同じ公判の中で、しかもさほど間をおかずに生じる供述

趣旨の矛盾は、意図的・計画的な行為に基づくものとしては考えにくい。請求人は場当たり的に見える応答を返す傾向が顕著であるために、結果としてつじつまの合わない供述を残していると考えられる。

I-3 口ごもりや沈黙

請求人の公判供述調書を見ると「…」で表記された箇所が時々見られる。これは請求人が供述中に口ごもったり、沈黙したりしたまま一定の時間が経過したことを示している。公判供述を記録していた書記官がどのような基準で口ごもりや沈黙を把握して「…」と表記していたのかは定かではなく、また実際に請求人がことばを発することなく経過した厳密な時間は把握できないが、少なくとも請求人が公判で尋問を受けて、供述の途中で答えに詰まって口ごもったり、何ら応答することなく沈黙のままに次の尋問が重ねられたことを示しているだろう。

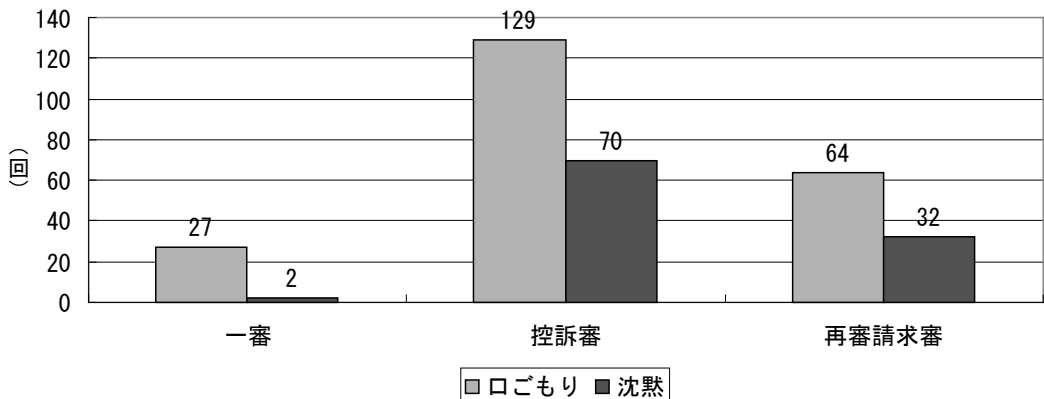
公判調書内の請求人の1回の応答の中で何らかの発言はあるものの、「…」表記を含む応答を本稿では口ごもりと表記し、1回の応答の中にまったく発言がないままに「…」のみで次の尋問に移っているものを、本稿では沈黙と表記する。

請求人の口ごもりや沈黙の示唆するものとしては、不都合な問いを受けて発言に窮している場合もあれば、記憶をたどって真摯に体験を思い起こそうとしている場合もあるだろう。ここでは口ごもりや沈黙の示唆する意味については検討せず、公判供述中に見られた口ごもりを含

表4：口ごもりと沈黙の応答回数と比率

	尋問回数	口ごもりの応答回数	沈黙の応答回数
一審	1529	27 (1.8%)	2 (0.1%)
控訴審	1133	129 (11.4%)	70 (6.2%)
再審請求審	1334	64 (4.8%)	32 (2.4%)

図2：口ごもりと沈黙の応答回数



んだ応答回数や沈黙の応答回数を集計した（表4および図2参照）。

口ごもりを含んだ応答回数を見ると、1審では口ごもり回数、比率ともに僅少だったが、控訴審で頻繁に見られるようになり、100回以上の応答において口ごもりを含む応答が見られ、控訴審では1割以上の応答で口ごもりを含む供述を行なっている。その後、再審請求審でやや減少しているが、それでも20回の応答に1回程度の応答で口ごもりが見られている。

同様に沈黙のみの応答回数および生起率を見ると、口ごもりよりは頻度が少ないが、控訴審においてやや多く見られる傾向に変わりはない。控訴審においては、口ごもりを含む応答や沈黙のままに次の尋問が重ねられる回数が、200回に達しようとしていることになる。

このことから口ごもりや沈黙は、請求人に一貫して見られる公判供述特徴とは言えない。したがって、請求人に口ごもりや沈黙を比較的多く引き起こしている控訴審における尋問特徴を以下のⅡで踏まえた上で、改めて請求人の口ごもりや沈黙の意味を検討することにする。

I-4 記憶の減衰を示唆する供述

本件発生は1961年（昭和36年）3月28日であり、1審公判での請求人に対する尋問は、事件

後約5ヵ月経ってから始まっている。また1969年（昭和44年）の控訴審における公判供述は事件発生から8年以上、1986年（昭和61年）の第5次再審請求審では事件から25年以上の歳月が流れている。

このため公判で事件当時の体験について詳細な供述を求められても、記憶に残っていない場合が多々あると思われる。これは事件前後の記憶、取調べを受けた時点の記憶のみならず、前回までの公判供述について問われても、（公判尋問に対する準備状況にもよるが）事件当時同様に記憶に残っていないことがあるだろう。

したがって請求人が公判供述において記憶の減衰に伴って「覚えていない」旨の供述をすることは、漸増していくものと思われる。

供述において「覚えていない」という趣旨を表す表現には、「覚えていない」「記憶がない」「忘れた」「はっきりしない」「わからない」等がある。このうち「はっきりしない」「わからない」は、必ずしも「覚えていない」という趣旨ではなく、「知識がない」「理解できない」「体験していない」ことを示唆している可能性もあるが、前後の文脈から記憶にないことを表していると思われる場合も多く見られる。

また推測や可能性をはらんでいることを認める発言として「かもしれない」がある。「かも

しれない」は、可能性を認めた表現であって必ずしも記憶の減衰に伴う発言ではないが、少なくとも明らかな体験記憶を語りえないことを意味する。

これら「覚えていない」旨や「かもしれない」という表現を含む応答回数を、1審、控訴審、再審請求審別に集計した（表5、図3参照）。

これを見ると、「覚えていない」「はっきりしていない」などと供述する回数が、控訴審では1審の3倍以上に増加し、再審請求審にかけて増加し続けていることがわかる。このことは、単に請求人の記憶の減衰を示唆するばかりでなく、公判供述においてははっきりしない記憶を無理をしてまで述べないという術を請求人が獲得していったためと捉える余地がある。

一方、「かもしれない」等の記憶のあいまいさを示唆しつつも可能性を認める言い回しを含む応答回数は、控訴審でやや多めに見られるが、再審請求審では少なくなっている。この言い回しに関しては、請求人が実際の体験と推測を区別して述べていることを表している。だが「か

もしれない」という表現は、記憶が明瞭ではないにも関わらず、可能性を認める表現でもある。「そうかもしれない」と認めているうちに、誤った記憶へと誘導される危険性を併せ持っている。

そして、この「かもしれない」という表現が、控訴審でのみやや多用されているということは、第Ⅱ章以下で控訴審の尋問特徴を踏まえた上で、改めてその要因の検討が不可欠と言える。

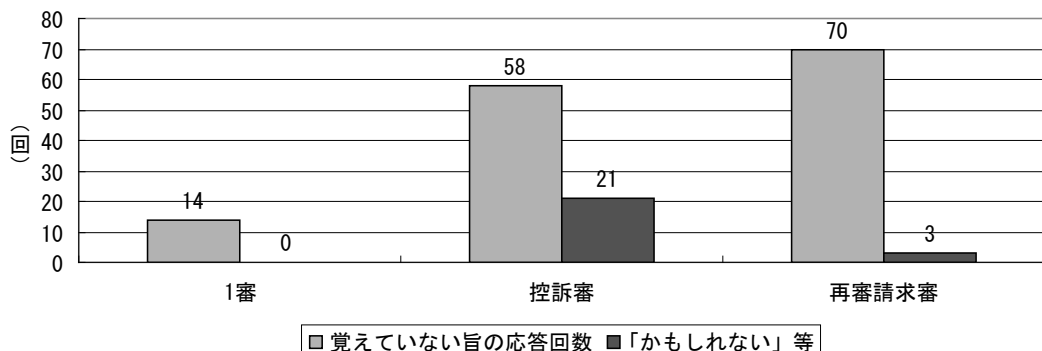
I-5 特徴的な言い回し

このほか請求人の公判供述に時折見られる特徴的な言い回しとして、具体的に的確な語彙を挙げることのないままに指示代名詞としての「あれ」「それ」「なに」等を用いることがあげられる。発言中に指示代名詞を用いていても、指示される具体的な対象語が直前に示されていれば、聞き手も理解することができる。だが請求人の公判供述では、指示対象語もなく指示代名詞が用いられることがあるので、その趣旨は推測で補わざるを得ない。たとえば以下のよう

表5：「覚えていない」旨「かもしれない」を含む応答回数

	覚えていない旨の応答回数	「かもしれない」等
1審	14	0
控訴審	58	21
再審請求審	70	3

図3：「覚えていない」旨「かもしれない」等の応答回数



なものである。

と思います。

(1962年 1月17日・1 審第7 回公判調書)

247 実行組合長というのは、どういうことをやるんですか。

農業協同組合と、それからこっちの普通部落との連絡を、仮に肥料の注文とか、そういうことを中に入って連絡係みたいななにをするわけです。

(1962年 2月9日・1 審第8 回公判調書)

172 全然、その瓶の中を調べたり、洗ったりしないわけですね。

瓶はそうやないかと思ったんで、そこに水道があるもんで水でサアッと流して。

(1969年 7月4日・控訴審公判調書)

2 やってないのに、自分がやったという風に取調べの時に申し上げたのは、どういうわけですか。

自分ではやってなかったんですけども、(中略)自分のことは調べていただいたらわかるんだから、その時のあれとして自分がやったと申し上げました。

(1969年 7月4日・控訴審公判調書)

95 あなたとしては私が今読んだような気持ちに警察におる間になったことはあったんですか。

幫助罪として、それがなににやったら、自分もそう思ったこともあります。

96 それからあなたは…(中略)女竹を切つて来たことがありましたか。

山はわからんけれども、たばこのあれするのに、竹を切つて来た事があ

(1969年 7月4日・控訴審公判調書)

529 警察でそういう風に述べておれば、そういう事実があったのに間違いないのじゃないませんか。

それは述べたことはなんですけれども、古いのをほかしてすぐに入れたか…記憶の間違いと思いますけれども…

(1969年 7月4日・控訴審公判調書)

553 新聞に出たというのは?

新聞に出たと聞かされて、それで自分がやっぱり、あのう、はっきりせんのに妻と言って、それが悪い、そういうなにになるのに、自分が遊んだから、自分のなにもあるとうございましたので、自分の責任というか、原因があるのに、自分が悪いと思ひまして、なにがなににしました。

(1969年 7月4日・控訴審公判調書)

575 それで?

それでまた調書のなにをそのまま言った言いました。

(1969年 7月4日・控訴審公判調書)

638 瓶はどうしたか。

瓶は自分のなににじゃ薬のなにに入れたんじゃないかと思ひましたので、洗ってそれからまたバリカンの箱にしまいました。

(1969年 7月4日・控訴審公判調書)

952 どういう遺書を書いたか。

自分がこうしてやってないのに、やったというなにを言ひまして、どう

しても自分が悪かった、認めてもらえんということで、なんで、こんなに、勾留の長さにあれしてそういう気持ちになったのです。

こうした指示対象なしに「なに」「あれ」と述べる言い回しは、請求人が表現しようと思っている的確な語彙が見当たらないまま供述を続けなくてはならない状況で生じているものと思われる、請求人が語彙を豊富に持っているわけではなく、言語表現に長けているわけではないことを示唆しているだろう。

ただし公判によっては一度も見られないこともあり、1審の公判で4回、控訴審で21回、第5次再審請求審ではまったく見られなかった。

このほかに公判供述中の頻度は多くないが、以下のように「普通です」と言って済ます応答も見られる。

（1962年1月17日・1審第7回公判調書）

154 話は変わりますけど、君は酒は相当やるんですか。

普通です。

155 どのくらい飲むんです。

2合ぐらい。

（1962年1月17日・1審第7回公判調書）

210 Bさんは酒飲んでも、顔に出ないほうじゃないんですか。

まあ、そのほうでしたな。

211 陽気になるほうですか。それとも沈んでしまうほうですか。

普通ですよ。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

46 それから、死んだ細君のBさんは、酒は好きだということのようですが、本当に酒は好きでしたか。

まあ、好きって、部落の女の人は飲むことは飲んでましたけど、まあ普通のほうでした。

これらの供述趣旨としては、「格別に述べるような特別なことはなく、ごく一般的なものです」という意味合いに受け取れるが、少なくとも具体的な叙述ができておらず、貧弱な表現しかできていないとすることができる。

I-6 尋問に対してずれている応答

前項までの分析によって、請求人の供述は公判間で変遷を見せるのみならず、同一公判内でもしばしば矛盾した応答をしており、それはそれほど数多くの尋問を重ねないうちに生じていることがわかった。

このほかに直前の尋問に対して、問いの趣旨に即して答えることなく、ずれを生じることもしばしば見られる。たとえば次のような供述である。

（1962年1月17日・1審第7回公判調書）

157（晩酌は）どのくらいの割合です。

それ程まで好きということはないわけで、飲む力もないわけですけど、飲みますけど。

（1962年1月17日・1審第7回公判調書）

179 そのトランジスターでも、ラジオを聴くとなると、どこの放送局のを聴くんですか。

それも音楽を帰りにみんなと聴いて帰ったり、相撲とか野球の時とかそういうふうなものです。音楽をほとんどよって、歩きもって聴いていました。時計は毎日持って職場に行きましたけど、時間も知るために。

(1962年 1月17日・1 審第 7 回公判調書)

196 だいぶ長いこと治療を受けましたか。

一度にはいかないもんで、一本の歯でも三回か四回ぐらい薬を入れてしたもんで、期間は長かったんですけど、毎日では行かなかったです。

(1962年 1月17日・1 審第 7 回公判調書)

213 (Bさんは) 酒くせがいいほうではないんですか。

男ではそういう風になるのかも知れませんが、酒飲んだらどんなことでも普段思ってることをいいと思っただらいいし、悪いといったら悪いし。

(1962年 1月17日・1 審第 7 回公判調書)

648 エプロンのポケットにさわったと言いましたけれども、あなたはBさんの寝ておるどちら側に居たんですか。

自分は上の間に寝ております。

(1969年 7月 4 日・控訴審公判調書)

44 あなたはぶどう酒をX酒店とかあるいは名張のY酒店で買ったことはありますか。

うちはあまり酒は飲まんほうでしたが、必要なお客さんでしたら、Xへ行ったり…近いもんで、ちょっと晩でも走って行けるもんですから…。

(1969年 7月 4 日・控訴審公判調書)

90 あなたはそういう農薬はすべて町の薬局

から買ってきておったのですか。

ええ、町で買ったり農協で買ったりしておりました。

ここに掲げた7例の問答では、尋問を受けて請求人が応答を始めたものの、問いかけの趣旨に合致した応答を試みているようでいて、少しずつ内容がずれている。いわば尋問に対して正面から答えていない。

公判におけるこのような応答を拾い上げて集計したのが、次の表6および図4である。尋問に対してずれをきたした応答回数および生起率は、公判を重ねて年月が経つにつれて、次第に減少する傾向が見られ、1 審から控訴審および控訴審から再審請求審で、それぞれほぼ半減している。

公判場で尋問を受け続けてその都度尋問の趣旨を正確に理解し、それに対して過不足なくきちんと応答を返し続けていくというのは、それまで請求人の暮らしていた日常的な会話にお

図4：尋問趣旨からずれた応答

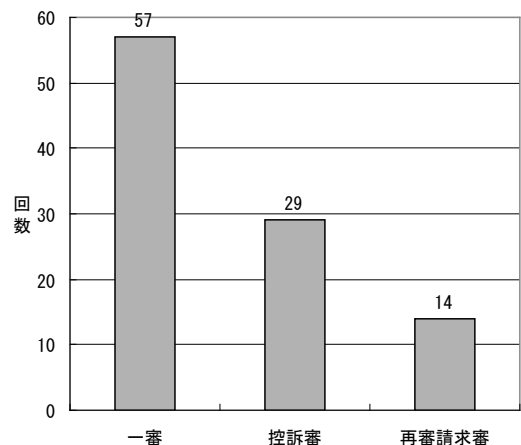


表6：尋問趣旨からずれた応答

	尋問数	ずれた応答数	生起率%
一審計	1529	57	3.7
控訴審	1133	29	2.6
再審請求審	1334	14	1.0

いて格別必要とされないものだったのである。請求人は、尋問にまつわる供述を始めるうちに、連鎖的に思い浮かぶことばを重ねていき、いつの間にか尋問の趣旨を見失って話が脱線してしまうことが、特に1審の段階でしばしば見られたものと思われる。

だが、公判回数を重ねるうちにほぼ半減し続けるということは、次第に何を求められているのかを把握するために尋問内容を聞き取って理解し、求められた問いかけに的確に返答していく術を、ある程度は身に付けていったことが考えられる。

したがって、公判供述を一見した印象だけから、請求人が「犯行の隠蔽を図って尋問に正面から答えず、意図的にのらりくらりとその場しのぎの応答をしていた」と一概に判断することはできない。

1-7 要領を得ない応答

前項で見た尋問に対してずれを生じる供述が、請求人の意図的な犯行隠蔽ではなく、公判で尋問を受けて応答を重ねるという言語表出経験の乏しさに起因するものだとすれば、請求人の発言意図が理解しにくい供述に関しても、供述の趣旨を表現しきれていないものとして、若干補うことでその趣旨を理解できる応答があるだろう。

公判供述で請求人の発言の意図を補足しながらの了解を試みると、たとえば次のようになる。

（1962年1月17日・1審第7回公判調書）

531 いつもは河原へ下りて柴を持って行くんじゃないかったですか。

河原へ下りてやないです。あの道ばたに、やぶ付近にあるたきぎを拾って行くんです。河原も拾ったことありますが、河原に、えらい柴にするようなものもなくなったんです。は

じめは行きかけ、下りたですけれども、もう下りなかったんです。

請求人は本件当日の朝、石切り場に向かう途中で河原に下りて柴を拾ったかどうかについて、一応否定している。ところが「はじめは行きかけ、下りたですけれども」と付け加えることで、実際に河原に下りたのか下りていないのかが不明瞭なまま要領を得ない供述に終わっている。

ここでの供述の趣旨は、「当初柴を拾うために河原に向かって土手を下りて行ったが、土手の斜面（あるいは階段）の途中で引き返して、結局河原にまでは下りなかった」というものかもしれない。（もうひとつの可能性として、「はじめは行きかけ」と述べることで、「本件の起きる以前の時期には河原に下りて行っていた」ことを表現していることも考えられる。）

次の例では、請求人の言わんとする趣旨を尋問者の側がくみ取ろうとして、確認するための質問を重ねている。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

436（本件前夜に請求人がP宅から）その帰った時、家には誰がおったんですか。

誰もおりません。

437 奥さんだけか。

それぞれもう9時ごろだったから、寝に自分の部屋へ行くから。

上の供述をそのまま真に受けると、請求人は事件前夜、誰も居ない自宅に帰ったことになる。だがその次の供述で、帰宅時に「家族の者は寝るためにそれぞれ自分の部屋に引き上げて、玄関や居間には誰も居なかった」あるいは「家族の者以外は、家に誰も居なかった」という趣旨で供述したことがわかる。

このように請求人の公判供述は、少し補足し

て確認をすれば、その真意が誤解なく伝わるという例がしばしば見られる。ここで尋問者も、請求人が家族さえ不在の家に帰宅したと文字通りに受け止めずに、具体的に確認するための問いかけを重ねることで、請求人の供述趣旨を誤解することなく把握している。

その意味で、請求人の表現の至らなさに起因すると思われる問題であって、犯行の隠蔽や攪乱を狙って請求人が意図的に行なっているものとは到底思われないものである。

だが請求人のこうした供述特徴を知らない聞き手にとっては、供述の真意を把握することは困難であり、しばしば理解に苦しんだと思われるし、気付かぬうちに誤解や先入観を招いていた危険性を指摘することができる。

【小括1 要領を得ない供述の意味するもの】

本稿Ⅰでは、請求人の供述が公判間で著しく変容する様子を洗い出してきた。ここで見出された請求人の供述特徴を以下3点にまとめるとともに、供述心理学上の意味や問題点を整理して提示する。

請求人の公判供述内容は、公判を重ねるごとにさまざまな変遷が見出される。本稿では(1)事件前夜、(2)事件当日、(3)ニッカリン関係、(4)B犯人説、(5)Cとの関係、(6)取調べ中の記者会見の6項目に絞って、1審から控訴審を経て第5次再審請求審にかけて、公判供述がどのような変遷を見せているか、その概要を見てきた。以下にその特徴を見ていく。

◆全体を通じて細かい日時の変動が見られるほか、事件から年月を隔てた控訴審以降は記憶が定かではなくなり、数々の覚えていない内容が窺われる。

このことは何に起因するのか。長期に及ぶ公判による記憶の減衰もさることながら、請求人にとっての原体験は、その後の取調べや公判で推測や伝聞情報が加味されており、さらに取調

べ段階で事実ではない供述を行なっていたとすれば、そのことにも起因して混乱をきたし、体験記憶の想起が困難な条件にあったということ、を、前提として考えなくてはならない。

さらに現在の記憶そのものではなく、「どの時点でニッカリンの瓶がなくなったことに気付いたのか」「Bを怪しいと疑ったどの時点で、その根拠は何か」といった記憶の出所を探るソースモニタリングに関わる想起は、一般的にも難しいとされている。

請求人はこのように想起が困難な条件にあったことに加えて、「Rが公民館で電気工事していたかどうか」の供述に見るように、推測を交えた認識と体験を区別することが不得手であると思われる。

◆また、「ニッカリンに対する危険性の認識」のように物事に対する認識を概括して語ることや、「Bが安置された布団に足を入れたかどうか」のように、身体動作や位置関係を的確に述べることに、請求人は長けていないと思われる。あるいは、対象を指し示さないままに「あれ」「なに」等の指示代名詞を用いることは、請求人が的確な表現を見出し得ないことがしばしばあることの表れとみなすことができる。

◆さらに請求人は、問いかけを受けると「石切り場で缶詰に口を付けたのは、Cと請求人のどちらか」「3本の酒をどのように持ったのか」のように、あいまいな認識しかなくても、無理に供述してしまう傾向を持っている。

このために公判供述の内容は首尾一貫せず、場当たり的と見られる供述をして、しばしば聞き手に誤解を与えたものと思われる。

◆だが請求人が過不足なく供述するのが苦手であると認識して、供述の趣旨を確認しながら尋問を重ねると、請求人の言い分がうまく把握できることもある。

また、請求人自身も1審から控訴審、再審請求審と進むにつれて、推測を交えた供述を体験

から区別できるような変化を見せ、はっきり記憶にないときは「覚えていない」旨の応答も次第に増加させている。また尋問趣旨からずれをきたす応答の回数も減少しており、尋問に対してよりの確な応答が返せる方向に変化を見せている。

◆このように請求人の公判供述がしばしば一貫しなかったり、事実に反したりするものの、請求人が犯行の隠蔽や攪乱を意図して、敢えて場当たりの供述をしているのではなく、意図しないままに要領を得ない供述、弁明になってしまふと言うことができるのは、次の3点の理由による。

まず供述内容の変遷が公判間においてのみ見られるのではなく、同じ公判内で時間をおかずに生起していること。請求人の公判供述内容のずれや矛盾は、犯行の隠蔽とはまったく関わりのない事柄にもおよんでいること。さらに請求人の要領を得ない供述は、年月を重ねるにつれて、改善の兆しを見せていることである。

◆つまり請求人の尋問に対する応答を見る限り、訴訟能力に欠けるほどではないが、自らの弁明を相手に了解できるように伝えることが困難で、聞き手に誤解や先入観を与えやすく、またそうした誤解や先入観を解くことにも長けておらず、防御能力に乏しいと見ることができる。

したがってここまでの考察から、請求人の公判供述に一貫性がなく、事実に反する供述や、要領を得ない弁明が目につくからといって、請求人が意図的に虚偽を語ろうとしていると見ることはできない。むしろ請求人の供述特徴を踏まえて、請求人の主張をくみ取ろうとする努力が不可欠である。

◆なお、口ごもりや沈黙の応答、「かもしれない」という表現は、なぜか控訴審公判で頻繁に見られている。このことは、請求人独自の供述特徴というよりも、尋問要因を反映している可能性があり、次節Ⅱにおける尋問特徴の検討を行な

った上で、再考する必要がある。

Ⅱ 請求人に対する公判尋問の特徴

Ⅱ－１ 尋問者の内訳

請求人に対する公判尋問は全体で3996回に及んでいるが、これらの尋問が検察官、弁護人、裁判官のいずれから発せられた尋問であるかによって、その内訳を集計した。

1 審公判では、第8回公判(1962年2月9日)で検察官と弁護人双方が200回以上の尋問をしているものの、1 審全体を見ると裁判官からの尋問が過半数を占めている。

控訴審になると、請求人が供述した1回の公判での尋問が1133回にも達しており、そのうち裁判官による尋問が905回も占めていて、これは全体の8割近くに相当する。

ところが第5次再審請求審になると、これまで多くを占めていた裁判官尋問が極めて少なくなり、弁護人による尋問が8割近くを占めて1038回となっている。

以上の尋問者別の内訳を表7に示した。また、1 審、控訴審、第5次再審請求審の公判ごとの尋問者別割合を次の図5に表した。

Ⅱ－２ 尋問トピック

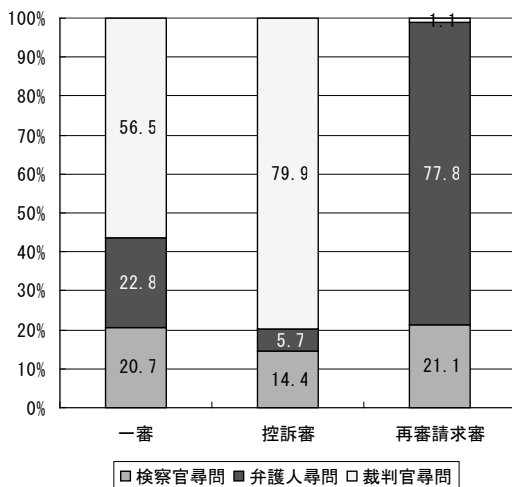
次に、どのようなトピック（話題）に基づいた尋問が多かったのかを知るために、1 審、控訴審、第5次再審請求審の公判ごとに尋問トピックを集計した。

主な尋問トピックとして、次の5つを挙げる。まず、請求人が事件前夜に何をしていたかに関する尋問（①事件前夜）、事件当日の朝から本件発生までの請求人の行動に関する尋問（②事件当日）、請求人が葉の消毒用に購入したニッカリンの扱いや認識についての尋問（③ニッカリン）、請求人が妻のBが犯行に及んでいるのではないかと述べた経緯や根拠についての尋問

表 7：尋問者別の尋問回数

	尋問回数	検察官尋問	弁護士尋問	裁判官尋問
1961/ 8 /30	34	0	0	34
1961/10/30	43	0	0	43
1962/ 1 /17	667	0	0	667
1962/ 2 / 9	609	249	280	80
1962/ 2 /28	76	44	2	30
1962/ 7 / 6	95	23	67	5
1962/10/29	5	0	0	5
一審・計	1529	316	349	864
控訴審1969/ 7 / 4	1133	163	65	905
1986/ 6 /12	320	0	313	7
1986/ 7 /15	418	0	413	5
1986/ 8 /28	596	281	312	3
再審請求審・計	1334	281	1038	15

図 5：尋問者別の尋問回数比（％）



（④B 犯人説），請求人が C と関係を持っていたことにまつわる尋問（⑤女関係）の 5 トピックである。なお「請求人が B に対してニッカリンの所在を伝えたかどうか」に関する尋問は，ここでは④B 犯人説として分類した。

それ以外のトピックは，全体に占める割合が前記の 5 トピックに比べて少ないために「その他」とした。これらのトピックに関する尋問回数を表したものが，次ページの表 8 および図 6

である。

これを見ると，請求人に対する尋問トピックの構成比は，1 審において④B 犯人説に関する尋問がやや多い傾向が見られるものの，1 審，控訴審，第 5 次再審請求審ごとの違いはあまり見られないことがわかる。

なお，取調べ段階の供述状況や，前回までの公判供述について尋問を受けることもあるが，これらの「取調べ等に関する尋問」は，前記に掲げた 5 つのトピックに関する尋問と重ね合わせられることも多い。たとえば④B 犯人説に関する尋問を受けている際に，「それではなぜ取調べにおいて，実際に見ていない B の犯行を話したのか」と問われるような場合は，④B 犯人説に関するトピックであり，且つ取調べ段階の供述に関して尋問を受けていることになる。本稿では，こうした「取調べ等に関する尋問」の検討については，項を改めて以下のⅡ－4 以下で分析するものとする。

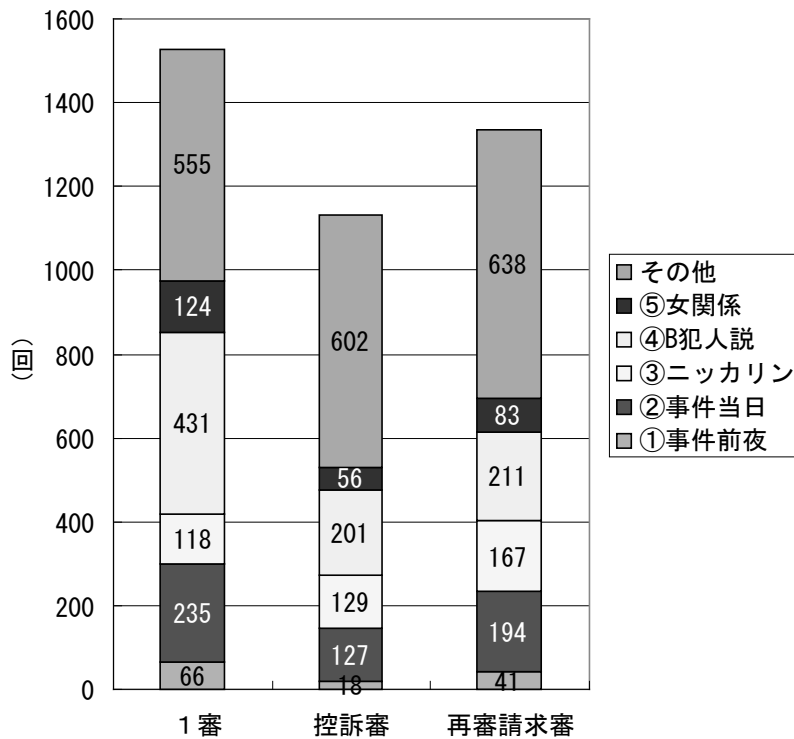
Ⅱ－3 尋問種別ごとの変化

請求人は公判で供述するにあたって，尋問の

表 8：トピック別尋問回数

	1 審	控訴審	再審請求審
①事件前夜	66	18	41
②事件当日	235	127	194
③ニッカリン	118	129	167
④B犯人説	431	201	211
⑤女関係	124	56	83
その他	555	602	638
全体	1529	1133	1334

図 6：トピック別尋問回数



趣旨を理解して過不足なく的確な応答をしているとは言えないことは、第 I 章で示した。尋問によって何を問われているのかを速やかに了解して適切に応答できていない可能性のある応答がしばしば見られる。

そうだとすれば、問われている内容が複雑だったり、抽象性が高かったりした場合には、請求人の応答がより困難になったものと思われる。

あるいは尋問内容によって請求人の応答形態に違いが見られる可能性もある。

そこで尋問内容を、本件前後の請求人の行動に関する「事実関係」に関するもの、より一般化した「概括的」な尋問、取調べで受けた尋問や供述等の「取調べ」そのものに関する事実関係を問うた尋問、取調べにおいて供述した理由づけ、背後の動機等に関する「取調べの説明」

についての尋問の4種類に、尋問全体を分類して集計した（表9、図7参照）。

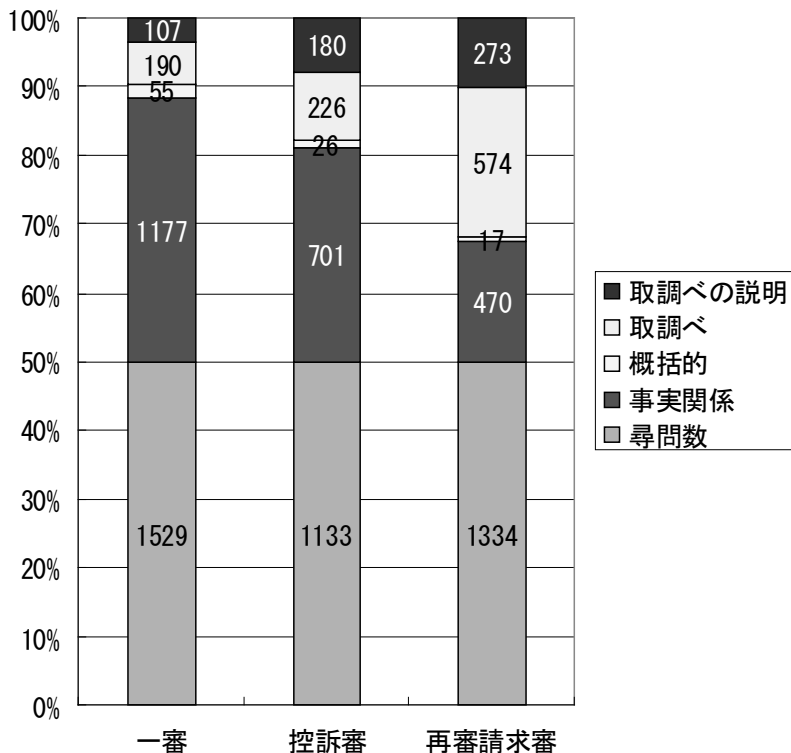
「概括的」な尋問とは、たとえば「BとCに

は差別した扱いをするのか」「葛尾では一般に茶の消毒をどうしていたか」など、特定の日時や場所を特定した経験ではなく、概括化して請

表9：公判ごとの尋問種別

	尋問数	事実関係	概括的	取調べ	取調べの説明
1961/ 8 /30	34	34	0	0	0
1961/10/30	43	41	2	0	0
1962/ 1 /17	667	552	19	66	30
1962/ 2 / 9	609	396	22	121	70
1962/ 2 /28	76	64	8	2	2
1962/ 7 / 6	95	85	4	1	5
1962/10/29	5	5	0	0	0
一審・計	1529	1177	55	190	107
控訴審1969/ 7 / 4	1133	701	26	226	180
1986/ 6 /12	320	132	1	149	38
1986/ 7 /15	418	120	2	189	107
1986/ 8 /28	596	218	14	236	128
再審請求審・計	1334	470	17	574	273

図7：各審ごとの尋問種別割合（％）



求人はどのように捉えていたのかを問うた尋問である。

また「取調べの説明」に該当する尋問とは、取調べで具体的にどのように供述したかではなく、「なぜそのような供述をしたのか」「どのような気持ちから供述したのか」など、取調べでどのような問いかけを受けていたのか、あるいは供述した際の状況や背景に関する尋問である。

尋問の性質に基づいて「事実関係」「概括的」「取調べ」「取調べの説明」に分類した尋問の種類について、本稿では以後「尋問種別」と表記する。なお、尋問における抽象度の違い、事実関係と背後の動機関係の違いが、請求人の供述に及ぼした影響についての検討は、次のⅢに委ね、次の機会としたい。

これらの分類に基づく尋問数自体は、1審から再審請求審にかけてどのような変化を見せたのだろうか。

表9、図7を見ると、事件から年月を重ねるに連れて、1審では8割近くを占めていた本件に関する「事実関係」についての尋問は減少し、第5次再審請求審では尋問全体のおよそ3分の1程度にとどまっている。それに伴って、「取調べ」や「取調べの説明」に関する尋問の占める割合が多くを占めるようになっていく。

これは請求人が公判において取調べ段階の供述を一貫して否認していたために、「請求人の意に反する自白供述が、取調べの中でなぜ生じたのか」について数多くの尋問が重ねられるようになっていったことを反映しているだろう。

その一方で、事実関係を一般化して問うた「概括的」な尋問は、全体に占める割合こそ少ないが、尋問回数は1審の55回から控訴審の26回へと減少し、第5次再審請求審になると17回にまで減少している。

前節Ⅰで見たように、請求人は一般的な認識

を問われると要領を得ない応答になりやすい。このため公判尋問では、より具体的に事実関係や取調べの実態を尋問するように心がけていたのではないと思われる。

Ⅱ－4 取調べ等に関する尋問

（1）取調べ等に関する尋問数の増加

前項で、請求人が過去に受けた取調べやそこで供述した内容や経緯に関する尋問、さらに過去に供述した理由や動機に関する尋問が、公判を重ねるに連れて増えていることがわかった。

そこで、請求人が取調べ段階でどのような取調べを受けたか、それに対してどのような供述を行なったか、供述した理由や心情は何かをはじめとして、過去に受けた取調べや供述全般に関しての尋問を、以下「取調べ等に関する尋問」と表記する。

取調べ等に関する尋問数を公判ごとに集計した次ページの表10を見ると、1審の公判では取調べ等に関して100回以上問われている公判もあるが、尋問全体の2割までにとどまり、取調べ等に関してはまったく尋問を受けていない公判もあることがわかる。

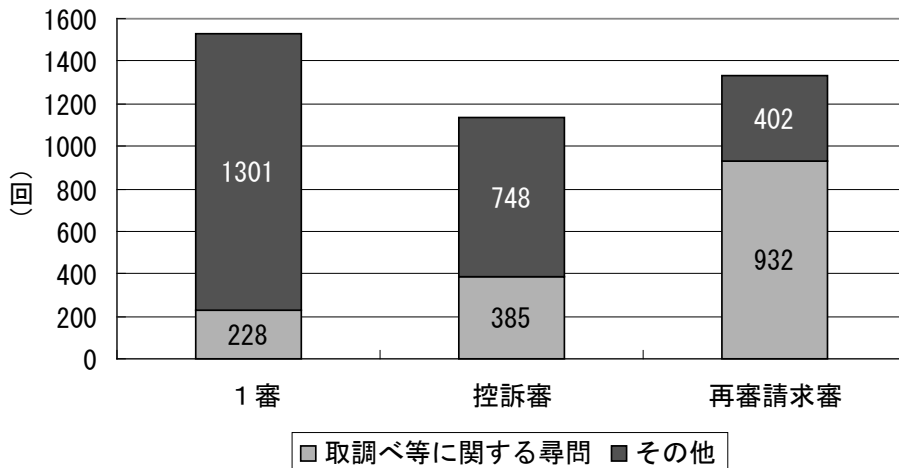
これが控訴審になると、約3分の1の尋問で取調べ等に関する尋問を受けるようになり、第5次再審請求審における過去の供述や取調べに関する尋問は全体の3分の2にも達して、尋問回数は900回を越えている。これは1審と控訴審で受けた取調べ等に関する尋問回数600回余をも上回っている。これら取調べ等に関する尋問の回数を、1審、控訴審、再審請求審ごとに集計してグラフで表したものが、次の図8である。

本節Ⅱの冒頭で見たように、再審請求審では弁護人からの尋問が多くを占めており（表7・図5参照）、請求人が犯行を否認して取調べ段階の自白を否定しているために、「どのような取調べで自白が引き出されたのか」という取調

表10：取調べ等に関する尋問の割合

	尋問数	取調べ等に関する尋問	比率（％）
1961/ 8 /30	34	0	0
1961/10/30	43	0	0
1962/ 1 /17	667	101	15.1
1962/ 2 / 9	609	122	20.0
1962/ 2 /28	76	4	5.3
1962/ 7 / 6	95	1	1.1
1962/10/29	5	0	0
一審・計	1529	228	14.9
控訴審1969/ 7 / 4	1133	385	34.0
1986/ 6 /12	320	199	62.2
1986/ 7 /15	418	351	84.0
1986/ 8 /28	596	382	64.1
再審請求審・計	1334	932	69.9

図 8：取調べ等に関する尋問回数



べの経緯に関する尋問が重ねられたためと思われる。

だが1審の公判開始時点でも、請求人は本件犯行を否認しており、それにも関わらず取調べの経緯に関する尋問は相対的に少なかった。このことは、1審の段階で尋問者は、取り調べ段階の供述に基づいて、事実関係を確認しようとする尋問を数多く発していたことを示している。

なお1審および控訴審公判は、裁判官による尋問が全体の過半数を占めていた。取調べ等に関する尋問が、尋問者ごとにどのように異なるのかは、次の項で検討する。

（2）尋問者ごとに見た取調べ等に関する尋問

前項までで、公判を重ねるに連れて取調べ状況についての尋問が数多く繰り返されるようになったことがわかった。ただし1審や控訴審で

は裁判官による尋問が大半を占めており、再審請求審では弁護人尋問が8割近くを占めている。そこで検察官、弁護人、裁判官ごとに、それぞれが発した尋問回数に対する取調べ等に関する尋問回数の占める割合が、各審ごとにどのような変化を示しているのかを集計して図に表したのが、以下の表11および図9である。

これを見ると、公判ごとの尋問者ごとの尋問回数にばらつきはあるが、その中で取調べ等に関する尋問を発する割合は、いずれの立場においても概して増加傾向にあることがわかる。（ただし再審請求審における裁判官からの尋問回数は僅少であるため、その割合は参考値に留まる。）

だが控訴審において検察官が163回の尋問をしている割には、取調べ等に関する尋問はあま

り行っていない。これは検察側が控訴審の段階になっても、公判段階で否認に転じた請求人の主張に尋問の焦点を当てず、むしろ取調べ段階の供述調書の内容を前提として、犯行に関わる事実関係について尋問する傾向にあったことを示唆している。その後の再審請求審になると、検察側の尋問においても、請求人の取調べ状況や過去の供述に関する尋問を多用するようになっている。

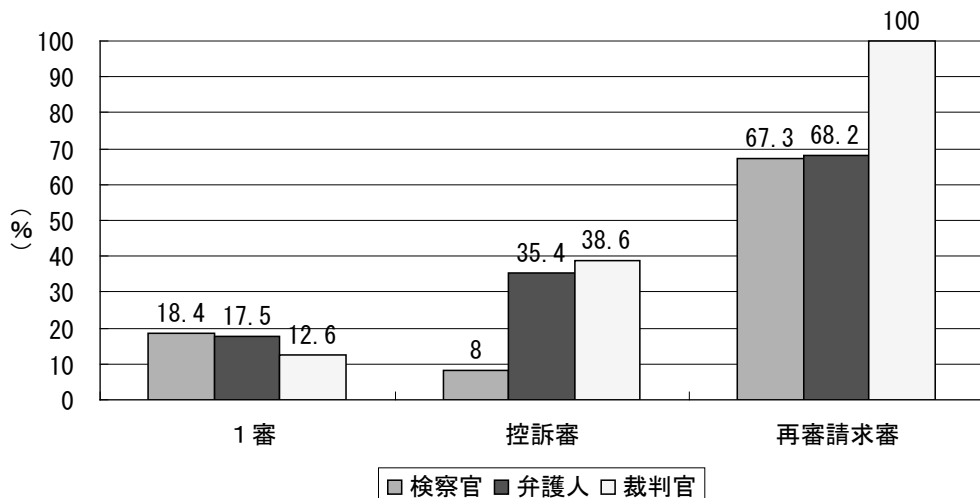
（3）取調べ等に関する尋問に占めるトピック

取調べ等に関する尋問の中でも、たとえば「取調べにおいて、請求人がBを犯人だと言ったのは、どの取調べ官に対してか」「Cとの三角関係を供述したのは、いつか」のように、それぞれにトピックがある。取調べ等に関する尋問の中で、どのトピックに関するものが多かつ

表11：尋問者ごとに見た尋問回数に占める取調べ等に関する尋問（回）

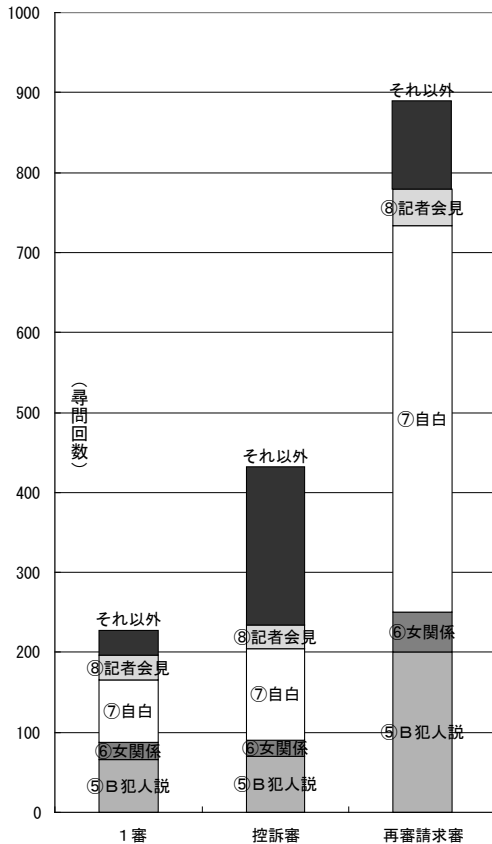
	検察官	弁護人	裁判官	計
1 審	58/316	61/349	109/864	228/1529
控訴審	13/163	23/65	349/905	385/1133
再審請求審	189/281	708/1038	15/15	912/1334
計	260/480	792/1452	473/1784	1525/3996

図9：尋問者ごとに見た取調べ等に関する尋問割合



たのかを調べるために、トピック別に内訳を集計したのが、下の表12および次の図10である。

図10：取調べ等に関する尋問トピック内訳



この図表を見ると、取調べ等に関する尋問内でのトピックにおいて最も多いのは、犯行を認める供述をした⑦自白についてであり、しかも1審、控訴審、再審請求審になるにつれて著しい増加を示している。次いで多いのは、取調べ段階で請求人が犯行を否認した際に仄めかした⑤B犯人説に関する尋問である。

トピックごとの尋問回数を図10に示した。全体として取調べ等に関する尋問回数が増加していく中で、中心的なトピックは請求人が「自白に至った経緯」、および否認した際に請求人が持ち出した「B犯人説」に関する尋問だったことがわかる。

Ⅱ－5 請求人に対する尋問者の対処方法

(1) 過去の調書を前提にした尋問

請求人に対する公判では、犯行を認めた取調べ段階の供述や、前回までの法廷での供述を前提に尋問を受けることがしばしばある。たとえば以下のようなものである。

(1962年2月9日・1審第8回公判調書)

1 第7回公判の速記録の私の尋問75 (略) に対して、あなたは「(略)」とこうなっ

表12：取調べ等に関する尋問トピック内訳 * 「Bにニッカリンの所在を伝えたか」は⑤に分類

	尋問数	取調べ等	①事件前夜	②事件当日	③ニッカリン	④B一般	⑤B犯人説	⑥女関係	⑦自白	⑧記者会見	⑨その他
1961/8/30	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1961/10/30	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1962/1/17	667	101	0	1	16	0	26	11	34	13	0
1962/2/9	609	122	0	6	3	1	36	11	43	19	3
1962/2/28	76	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0
1962/7/6	95	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
1962/10/29	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一審・計	1529	228	1	7	19	1	66	22	77	32	3
控訴審1969/7/4	1133	385	0	0	1	64	70	20	114	30	133
1986/6/12	320	199	0	15	0	0	56	13	113	0	2
1986/7/15	418	331	18	15	19	0	43	14	161	37	7
1986/8/28	596	381	0	16	9	3	102	22	210	8	7
再審請求審・計	1334	911	18	46	28	3	201	49	484	45	16

ているんですけど、炭焼きに女竹を使うんですか。

豆の手なんかには女竹は使ったことはあります。炭焼きには竹は必要ないですけど、炭焼きに行った場合に竹があったら持って帰って行って置いて、時期に竹を豆の手なんかに使うことがあります。

（1962年2月9日・1審第8回公判調書）

218 4月2日付の辻井警部補の2回目の調書を見ますと、2月25、6日ごろニッカリンがなくなっていて、妻が持ち出したのを知ったと、その頃から夫婦仲が一層悪くなり、夫婦関係はしていない、という記載があるんですが、そういうようなことを辻井警部補に述べたことがありますか。

述べましたか、わかりません。

（昭和44年7月4日・控訴審公判調書）

602 昭和36年4月3日付、被告人の司法警察員に対する供述調書に、あなたが次のように述べています。「(略)」こういう気分であったのか。

事実と違います。それはそういう風に言われたらそうやろと言われて、事実のないことです。そうやろがと言われて、そういう風にして書いてもろたわけです。

上の3事例では、尋問者が参照している出典を明示しながら問いかけを行なっているが、尋問で出典を指し示さないまでも、尋問者が過去の供述調書に基づいて問いかけていることが窺われる尋問は、多数見受けられる。

取調べや過去に残した供述についての尋問であれば、調書として残されている資料を前提に

尋問を行なうのは、尋問者の立場からすれば当然のことであろう。だが請求人は公判段階で犯行を否認しており、そうであるならば本件前後に取った請求人の行動など事実関係に関する尋問は、改めて請求人の体験記憶を質しても良いように思われる。

しかし次の例に示すように、請求人の体験記憶よりもむしろ調書に残された供述に基づく尋問を重ね、請求人の現在の供述が過去の供述や第三者の証言と食い違うのは、現在の請求人の供述が間違っているためではないかと問いたず場面も、しばしば見受けられる。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

904 会場は誰が作ったか。

会員の人が寄って来てから先、もっと人が多くなってからと思います。

905 何人ぐらい来たか。

2～3人来てからと思います。

906 あなたとZと、もう一人行ったね。

U…。

907 それ以外にもう2～3人来てからという意味か。

そう思います。

908 君が行ってからどのぐらい経ってからか。

自分が行って、火を点けて、その火ができてU（女）さんが火鉢に鉄で火を入れてくれて…どのくらい時間が経っていたか…

909 今まで言ってるのはみな違う、誰もそんなことは言っていない。そういうことを初めて聞く。

……………。

これは、取調べ段階で得られた過去の供述調書や第三者の証言の方が信頼性が高いことを前提として、尋問時点における請求人は虚偽を述

べているという疑いや先入観を抱いていることを、尋問者があからさまに示唆している尋問態度と見てよいだろう。

尋問者の立場とすれば、公判段階になって犯行を否認しており、しかも公判において一貫しないまま要領をえない供述をくり返す請求人に対して、取調べ段階の供述を前提に真実を問いただしたくなる気持ちもわからなくはない。しかし請求人の供述内容が、たとえ過去の供述や第三者の供述と食い違いを見せていても、早急に請求人が虚偽を述べていると思ひ込むべきではなく、まずは目の前の請求人の体験記憶に対して真摯に耳を傾けるべきであろう。その上で、請求人が過去に述べた供述がどのようにして引き出されたのかという取調べの経緯について、問いただしていくべきと思われる。

他方、請求人の立場からは、その時点で自分の記憶を述べたつもりであっても、尋問者から取調べ段階など過去の供述との食い違いを次々と指摘されて、応答に即座に疑義をはさまれたり否定されたりしており、本件前後の自分の行動に関する記憶を十分に想起し語りつくすことができないまま、長時間に及ぶ尋問を受け続けていたものと思われる。

(2) 過去に供述した理由を尋ねる

前項では、請求人の現在の体験記憶よりも過去の供述を前提とした尋問が多用されていることを示した。取調べ等に関する過去の供述に基づいて、「調書に残されているような供述をしたか」「調書に残されているような事実はあつ

たのか」などの尋問である。

だが請求人が取調べ段階の供述等を否定するに伴い、「それでは、なぜ取調べ段階において、現在否定しているような供述をしたのか」「請求人が認めないような供述が、どうして調書になっているのか」というように、取調べ等で供述が残された経緯や理由について問いかける尋問が目につき始める。

そこで取調べ等に関する検察官、弁護士、裁判官の尋問のうち、「なぜ」「どうして」そのような供述をしたのかを尋ねているものを集計して、尋問者ごとにその比率を出した(表13、図11参照)。

次の図11を見ると、検察官は1審、控訴審を通じて取調べ段階の供述について理由を問うことはまったくなく、すでに犯行を自白した取調べ時点の供述を前提に、尋問を重ねていたことがわかる。検察側は、公判以降に取調べ段階の供述が引き出された経緯を、改めて問題にすることは避けようとしていた可能性がある。だが再審請求審になってからは、請求人に対して取調べ等に関する供述の理由を尋ね始めている。

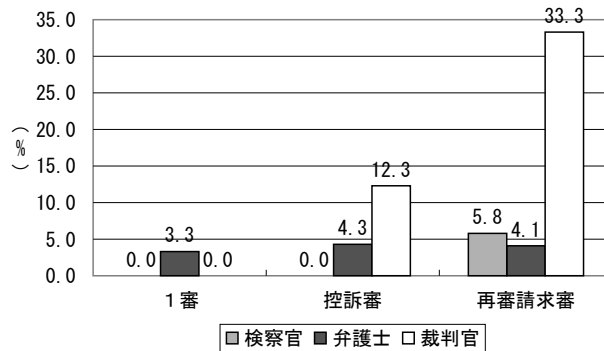
一方の弁護士尋問では、1審、控訴審、再審請求審を通じて3～4%前後の比較的少ない尋問に限って取調べ等での供述の理由を問うていることがわかる。

また裁判官による尋問では、取調べ等を問題とする際に請求人に理由を尋ねる割合が次第に高まっている。供述の理由を尋ねた回数は、1審では皆無だったが、控訴審では43回にも及ん

表13：取調べ等に関する尋問のうち、理由を問う尋問の割合

	検察官	弁護士	裁判官	計
1 審	0/58 (0%)	2/61 (3.3%)	0/109 (0%)	2/228 (0.9%)
控訴審	0/13 (0%)	1/23 (4.3%)	43/349 (12.3%)	44/385 (11.4%)
再審請求審	11/189 (5.8%)	29/708 (4.1%)	5/15 (33.3%)	45/912 (4.9%)
計	11/260 (4.2%)	32/792 (4.0%)	48/473 (10.1%)	91/1525 (6.0%)

図11：取調べ等の関する尋問のうち、理由を問う尋問の割合



でいる。再審請求審における裁判官の尋問はわずか15回だが、そのうちの5回は請求人の取調べ等で残した供述の理由について尋ねている。

なお、こうした取調べ段階の供述が生み出された経緯について、請求人が過去の供述と現在の供述の食い違いを整理しながら、その理由や経緯を的確に供述することは、これまで見てきた請求人の公判供述特性を鑑みると、相当困難であったことが推測される。

（3）同じ趣旨の尋問の反復

請求人が公判で尋問を受けた際に、請求人から明確な応答が見られないため、あるいは尋問者の求めている応答が請求人から返って来ないために、同じ趣旨の尋問が反復されることがある。たとえば以下のようなものである。

（昭和44年7月4日・控訴審公判調書）

17 死人で仏になった細君に殺人の罪名を負わせるということは、亭主として忍びなかった、そういう気持ちはあったのか。

そういうことはなかったんです。

18 仏になった細君に罪をかぶせるということは、しのびなかったもんだから、わしがいやましたと身代わりを買って出たのと違うか。

そうです。

（昭和44年7月4日・控訴審公判調書）

613 ところが、あなたはこのBが作用に宴会の時に来ておった割烹着の中にさび付いた栓抜きと白瓶があったということを、警察および検察庁では全然言わなかったですね。

……………。

614 そうですね。

出てきたところやら図を書いて…。

615 警察、検察庁でそういうことを言ったのですか。

図を書いたと思います。家へ帰って来て…。

616 あなたは原審の第8回公判で尋ねられておる時、（中略）という問いに対して、「はあ、言いません。」と答えている。あなたは本当に警察や検察庁でこういうことを言わなかったのですか。

…さあ、はっきりしませんが…。

617 簡単ではあるけれども、警察、検察庁ではあなたはそういうことをちょっと言っておるのじゃありませんか。

……………。

618 どうですか。

……………。

（昭和44年7月4日・控訴審公判調書）

870 もう一回確かめておுகが、あなたがBと
最後に関係したのはいつなのか。

3月の牛を取りに行く…。

871 牛を取りに行ったのは3月20日じゃない
か。

前の日だったか…。

872 牛を取りに行ったのは3月20日じゃない
か。

……………。

873 覚えがないか。

はい。

(昭和44年7月4日・控訴審公判調書)

919 あなたは相当興奮しておいて、その点(公
民館の机を拭くための雑巾を、いつ誰が
取りに行ったか)記憶がないんじゃない
か。

……………。

920 そうでもないのか。

そうでもありません。

上に見る4事例のうち2番目の事例では、同
じ趣旨の尋問が6回重ねられている。このよう
に、ほぼ同じ趣旨の尋問が2回以上連続するよ
うな尋問を、反復される尋問回数に関わらず「再
質問」として、公判全体に何箇所見られるのか
を集計したのが、次の表14および図12である。

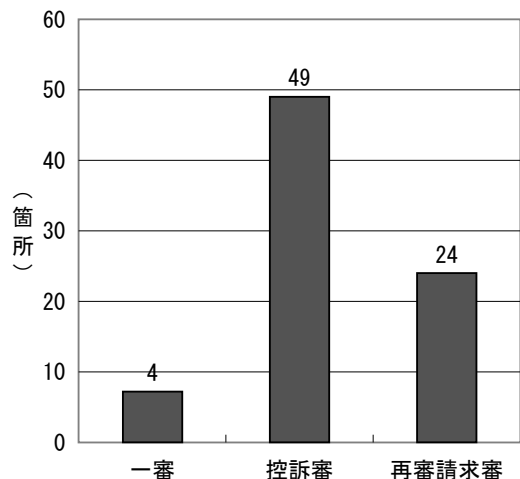
この図を見ると、再質問の見られた箇所は、
1審で4箇所だけだったが、控訴審では48箇所
にもおよび、再審請求審でも24箇所に見られて
いる。

これを尋問者の側から見れば、請求人が記憶
を想起できなかつたり、応答が要領を得なかつ
たりしたために、同じ趣旨の尋問を反復せざる
をえなかつたのであろう。だが、請求人の立場
から見れば、強い圧力を加えられて応答に何ら
かの影響がもたらされている危険性が高いもの

表14：再質問の箇所数

	再質問
一審	4
控訴審	49
再審請求審	24
計	77

図12：再質問の箇所数



として捉える余地がある。

(4) 尋問態度

〈尋問者の誤解が窺われる箇所〉

ここまで分析してきた尋問の特徴から、請求
人の過去の供述調書などを前提とした尋問が多
く、その場で得られた請求人の応答が過去の供
述と食い違っていると、あたかも尋問時点の請
求人の供述の方が誤りであると見なしているか
のように、その理由を質したり、時には再質問
を重ねる傾向が強いことがわかった。

たしかに請求人の供述内容が頻繁に変遷した
り、一向に要領を得なかつたりすると、尋問者
側は請求人の要領を得ない限られた情報に基づ
いて、被告人の供述趣旨を構成せざるを得ない。
以下のやりとりは、請求人の供述から尋問者が
形成したと思われる事実関係に関する前提が、

請求人の新たな供述によって覆されたことが窺われるくだりである。

（1962年2月9日・1審第8回公判調書）

279 それからどう言われたんですか。今夜会えない、と言われたんじゃないんですか。初めはあなた、今夜Wへ風呂をもらいに行くから会えたら会うと、そう言ってますね。

会えたらというのは、会いましたですよ。そやけれども、「今晚Wへ行くと言っていたけれども、Zさんが子どもを風呂に入れてくれと言ったんで、今晚はWさんへは行かん。」と、そう言ったんです。

280 だからあなたとしては何もせずに帰って来たという風に最初言ってたんと違うんですか。

違います。一緒に話もし。

請求人の供述では、事件前夜Cが実家のW宅へもらい風呂に行くから、その際に請求人はCと会えたら会う約束をしていたという。ところが別の人が子どもを風呂に入れさせてほしいと言ってきたために、CはW宅に行かないと言ったのだという。ここで、CはW宅にもらい風呂には行かなかったが、請求人とは会って話めたという趣旨で供述しているのであろう。

しかし尋問者は、CがW宅にもらい風呂に行けなくなったのであれば、会っていないのだとまで思ったために、この日はCと何もせずに帰って来たと認識したことが窺われる。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

261 で、あなたはそれを買ってから、このニッカリンをあなたの家の土間の上にある棚の上に置いておいたことは間違いないんですか。

はい。農薬のダンボールの箱に入れておいたんです。農薬ばかり入れた箱があったんです。

262 箱の奥に入れておったのじゃありませんか。

ダンボールの箱に、農薬ばかり入っているものに入れたんです。

263 箱の中に入れたんじゃないく、その箱の裏のほうに入れておったというわけじゃないんですか。

箱の中で、農薬ばかりを入れておいたんです。

264 このニッカリンをその農薬を入れておいた箱の外のほうに置いていたのではありませんか。

箱へ入れたつもりです。

2つ目の例で尋問者は、何を情報源としてニッカリンの瓶を請求人が農薬の箱の外側に相当する「奥の方にしまった」と判断したのかは不明だが、少なくとも前後の請求人の供述では、箱の外にしまったことを一切述べていない。だが同じ趣旨の尋問を3度くり返しているということは、尋問者は「箱の中にしまった」という請求人の応答の方が誤っているのではないかという認識を抱いていたことが示唆される。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

893 それから、公民館へ君が行った時、公民館の中はどうなっていたか。

中は戸戸が少しずつ開けてあって、それから長い机がちょっとだしてありました。

894 いくつぐらい？

三つか四つぐらい。まだ完全に出ておりませんで、ちょっと出しかけてありました。

…中略…

900 どこに出してあったか。

囲炉裏の末の会食に使うところ
です。

901 仏間か。

いや、下のほうです。

902 下の玄関に近いほうに三つぐらい重ねて
あったというのか。

重ねたようには思いますが、三つ
ほど…。

903 引っ張り出したままになっておったとい
うことか。

はい。

この例においても、公民館の長机が三つほど
出してあったという請求人の応答を聞いて、尋
問者は何を根拠にしているのか不明であるが、
「机が三つ積み重ねてあった」というイメージ
を作り上げていることがわかる。

一般に、各尋問者がどのようなイメージや前
提を抱きながら請求人に問いかけているのかに
ついては、上述のように具体的な発言や尋問の
反復がない限り、逐一確認することはできない。
多くの場合は過去の供述で事実関係の枠組みを
形成しているものと思われるが、請求人の要領
を得ない応答から、尋問者が誤解を抱いたまま
イメージを作り上げている場合もあったのでは
ないかと思われる。

ここで問題となるのは、請求人の供述が一向
に要領を得ないという点そのものではない。請
求人の供述を前にした尋問者の側が、請求人の
供述を次第に信用しなくなり、尋問者の側が抱
く前提と食い違ふと、あたかも請求人が間違っ
ている、あるいは虚偽を述べているかのように
問いただすような尋問態度が垣間見えるとい
う点が問題であると思われる。

本来ならば、請求人がたとえ要領を得ない供
述を続けても、根気強く供述の趣旨を語りつく
せるような尋問を工夫すべきだったのではない

だろうか。

〈請求人の供述に対する介入〉

次の例は、請求人に問いただしたものの応答
が返ってこないで、尋問者が言い換えている
例である。

(1969年7月4日・控訴審公判調書)

主任弁護人

16 そうすると、君が細君の罪をかぶったと
いうことは、幫助とか同罪ということと
は関係があるのか。

それから、僕の気持ちとしても、同
じ幫助罪だからと言われましたも
んで、僕がやっとな、そういうき
っかけにもなりました。

17 死人で仏になった細君に殺人の罪名を負
わせるということは、亭主としてしのび
なかった、そういう気持ちはあったのか。

そういうことはなかったんです。

18 仏になった細君に罪をかぶせるとい
うことは、しのびなかったもんだから、わ
しがやりましたと身代わりを買って出たの
と違うか。

そうです。

裁判長

19 先にはそうじゃありませんと言
い、あとではそうですと言
って、どちらがほん
と
うのか。

……………。

20 なくなった自分の細君に殺人犯人だとい
うような罪をかぶらせることが心苦し
くして自分がやらないのに関わらず自
分がやっとな、ということをや
うようになったのか、ということ
を聞いておられるのですが、どう
ですか。

はい、心苦しくなっていたので、自
分はやってないのにやっとなと申し上

げました。

請求人にとっては「しのびない」という感情がぴんとこなかったために、尋問17に対して否定したのかもしれない。だがこの時点で請求人は隣り合う同じ趣旨の尋問に異なる応答をしているので、裁判長がどちらが本当なのか疑問を抱いた点は了解できる。

しかし「どちらが本当か」と質すと請求人は沈黙してしまった。そこで裁判長は尋問の趣旨をわかりやすく「心苦しい」と言い換えて尋ね直し、請求人はこれに応じているので、請求人の供述の趣旨が何とか引き出されたものと思われる。

〈請求人の供述態度を注意する〉

だが控訴審の裁判長は、請求人の言おうとするところを引き出そうとするよりも、むしろ請求人の供述態度を問題にし、時には厳しく叱責もしている。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

検察官

159 その時あなたは夫婦喧嘩したのじゃないか。

いや、夫婦喧嘩って、口では言いました。

160 喧嘩したことはしたのか。

口で、Cとかそういうことで口論しました。

161 喧嘩になったきっかけのことというのは、どんなことですか。

現場で酒飲んで、自分の食べた缶詰をCが食べたとか食べんということで…。

裁判長

162 はっきり言いなさい、缶詰をどうしたと
いうのか。

自分が食べた缶詰をCがまた食べたとか、Cが食べた缶詰を自分が食べたとか、一緒に飲んだもんで、それを帰って来て怒ったわけです。

上の例では、請求人の煮え切らない供述に対して、明確に述べるよう注意を与え、その結果として、請求人は真実を述べているかどうかはさておいても、供述を続けて説明を加えることができている。

〈当事者の体験記憶の軽視〉

しかし以下の例になると、「請求人は虚偽を述べている」という前提で、請求人の供述を正そうとする態度が露骨に表れている。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

裁判官

803 あなたは杉浦弁護人から、弁護士さんを付けられるんだということをいつ知ったかという問いに対して、拘置所に入って起訴されてからそれを聞かされたという風な答をしたね。

はい。そうです。

804 その通り間違いないか。

はい。間違いありません。

805 あなたはこの事件で警察、検察庁で取調べを受ける前に、そういうことを聞かなかったか。

僕は聞いたことはありません。

（…中略…弁解録調書、各々の奥西勝の署名指印部分を示す。）

806 こういうのに拇印を押したことはないか。

はい、拇印は押しました。

807 名前を書いてあるだろう。

はい。

808 この弁解録調書を作られた時に読んで聞

かされなかったか。

聞かしていただいた記憶ありません。

809 弁護人を選任することができる旨を告げてあなたの弁解を聞いたということになっているが、どちらもそんなことはなかったのか。

はっきりその時のことを…何かその時はわからなかったと思います。

810 裁判官に勾留尋問を受けたね。

はい。津へ行きました。

811 その時の裁判官もそのことを言わなかったか。

はっきり今記憶ありません。

812 それじゃ、起訴されてから弁護人のことを聞かれたということは違うじゃないか。

…その意味がその時はわからなかったと思います。

813 君が署名した前に、弁護士さんは未だ頼んでいませんが、そのうち考えます、とまで書いている。これでもわからんか。

……………。

814 検事も言わんことを書いたのか。

すみません。自分がうっかりしていたと思います。

この尋問の後にはBが飲める酒の量について、取り調べ段階の供述を基に尋問を重ね、請求人は自分の記憶には残っていないようだが、「…記録にございますのやったら、自分が忘れていたと思います。」と答え、「述べたと思うか」に対して「はい。」と応答している。

こうした尋問態度は控訴審公判の裁判官による尋問に顕著であり、あたかも取調べ段階の供述が真実であるという前提の下に、請求人の公判供述が取調べ時点と異なると見ると、それは虚偽を述べていると見なして、強引に改めさせ

ようとしているように見える。

ここに見るような、請求人の供述をていねいに聞き取ろうとする姿勢に著しく欠けた控訴審公判の尋問態度が、請求人の公判供述にも影響を及ぼしていることは、想像に難くない。

なお、その後再審請求審で請求人は、「弁護人の選任は拘置所に行ってからが記憶に残っている」（1986年7月15日・366）と再度述べており、取調べ時点での請求人は、犯行の嫌疑をかけられて長時間に及ぶ取調べを受けるという混乱の中で、弁護人選任についての説明を受けたという記憶を、実際にも持っていなかったものと思われる。

〈あからさまに不信感を見せる〉

さらに以下の尋問では、一方的に尋問者の思いを請求人に投げかけていて、請求人の応答を聞き取ろうとする態度が窺われないばかりか、「犯行を否認している請求人の供述は偽りで信用していない」という様子すら窺わせている。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

619 なぜ記録にはっきりわかっておるようなことまで法廷で嘘のことを言うのですか。

僕は何も嘘は言うなにと違う、僕の言い方が間違ったと思います。

620 しかもその点について、「…（第8回公判調書・中略…）」というようなことを弁解しておる。あなたは法廷でもはっきりした嘘のことを述べておりますね。

……………。

（1969年7月4日・控訴審公判調書）

919 あなたは相当興奮しておって、その点（公民館の机をいつ誰が拭いたか）記憶がないんじゃないか。

……………。

920 そうでもないのか。

そうでもありません。

921 どうしてその点だけはっきりしないのか。あとはだいぶはっきりしているようじゃないか。酒を持っていったこと、あるいは公民館へ入る時の順序、公民館へ行ってからの酒を置いた場所、火を点けたこと、なかなかよく記憶している。

……………。

冒頭の例では、尋問者から断定的に嘘をついていると言われて、請求人は嘘をついているつもりはなく、言い誤りであると返している。また2番目の例では、犯行時に興奮していたために記憶があいまいなのではないかという前提で問われており、請求人は記憶があいまいだった理由を答えられずにいる。

以下のやりとりでは、請求人の煮え切らない応答に対して、尋問者が不信感や皮肉をこめていることが窺われる。

(1961年1月17日・1審公判調書)

232 Bさんに比べてCさんの方が気がやさしかったと違いますか。

それは、毎日一緒に生活しておらんで、あんまりそういうこともこっちから言ったりせんもんで、そういう感じだったかもわかりませんけど。

233 きれいな点ばかりが見えるわけですかね。
……………。

(1969年7月4日・控訴審公判調書)

646 しかし、こんなもの、もしもBのエプロンの中から出たということであれば、将来いろいろ問題になる物件だとは思わなかったか。

あんまり考えませんでした。

645 あなたほどそれだけいろいろ考える人が
そこまで思い当たらなかったんですか。
……………。

(1969年7月4日・控訴審公判調書)

885 君はCとは事件のあった前日まで関係したわけだね。

はい。

886 関係してから、Cにその時何か話したか。
そう別に話しません。

887 もう終わったらさようならか。

はい。まあCもあまり長いこと家を出とれんもんで、外へ長い時間出とるんで、話は長いことしません。

888 何か今までもうやらないと断っていたんだろう。そういうことについて話はなかったのか。

いや、関係したら別に何も言わなかったです。

889 今度はいつやるとか会うということも言わなかったのか。

はい。また仕事に一緒に行ってますで、その時…。

890 その晩。

晩何も言いません。

891 普通じゃないじゃないか。犬猫じゃないし、
済ましてさっと思行くのか。

そうです。

892 そういうことをやっていたのか。

はい。

以上の公判における請求人に対する尋問態度を見ていると、本来裁判官は、「請求人の取調べ段階の自白供述に信用性があり、公判では虚偽を述べているとみなすべきか」、それとも「取調べ段階の自白供述には信用性がなく、公判供述に信用性を認めるべきなのか」を慎重に判断して事実認定を下す立場にあるにも関わらず、

眼前の請求人の公判供述に対して虚心に耳を傾けるという態度に著しく欠けていると感じざるを得ない。ここで請求人の供述が整合性を欠き要領を得ないものだったとしても、請求人の言おうとすることを、少しでもくみ取ろうとする努力をすべきであろう。

特に控訴審公判に見られる裁判官の尋問態度は、請求人が尋問内容を正確に理解しているか、的確な表現ができずに困っていないか等にお構いなく、性急に自分が抱いている疑問を矢継ぎ早に請求人にぶつけ、請求人が応答に窮していると、請求人に対する不信感を高めているばかりに見える。このように尋問者が一方的に疑問を投げかけ、請求人が応答に窮することで、さらに尋問者が疑惑を深めるという不幸な相互作用が、控訴審公判では成立していたものと思われる。

【小括2：想定される供述を念頭に置いた尋問】

本節Ⅱでは、請求人に対する尋問に見られる特徴を、以下の如く検討した。

◆請求人は取調べ段階で犯行を自白したものの、公判段階では否認している。このため、1審から控訴審、再審請求審へと公判回数を重ねるにつれて、本件前後の請求人の動向や本件に直接関連する事実関係にまつわる尋問は次第に減少し、取調べ状況に関する尋問の回数や比率が増加しており、再審請求審では6割以上が取調べに関する尋問となっている。

◆公判尋問にしばしば見られる特徴は、取調べ段階の請求人の供述を念頭に置いて事実関係を問うているという点である。

ところが、請求人は取調べ段階の供述内容の多くを否定するために、「それでは、なぜ取調べ段階にこのような供述ができたのか」が数多く問いかけている。このように取調べ段階の供述が形成された理由を問う尋問は、控訴審

公判において、最も多く見られる。

これに加えて、請求人に対して同じ趣旨の尋問を連続してくり返す「再質問」が、特に控訴審公判において比較的数量多く見られた。

◆前節Ⅰで検討したように、請求人の公判供述には場当たりの要領を得ないことが多い。このため尋問者が請求人の供述趣旨を誤って理解していることが窺われる箇所も見受けられ、また尋問者から請求人に対して供述の仕方に関して注意を与えたり、時には叱責したりすることもあった。

特に控訴審公判では、請求人の要領を得ない公判供述に業を煮やしたかのように、自らの疑問点を矢継ぎ早に繰り出し、請求人が応答に窮すると不信感をあらわにしながら尋問をくり返す様子も見出された。ここで尋問者(裁判官)は、請求人がむなしい弁解に終始していると解して心証を形成していった可能性が窺われる。

◆だが請求人には、畳み掛けられる尋問の趣旨が伝わっていなかった可能性がある。あるいは、なぜ意に反する自白供述が取調べ段階で生み出されたのかについては、うまく説明できなかった可能性がある。それにもかかわらず、尋問者が自らの疑問点を一方的に次々と投げかけており、請求人が応答に窮すると、さらに請求人への疑惑を深めながら疑問点を繰り出すといった、不幸な悪循環が生じていたと見られる。

* * *

次報(立命館人間科学研究, 第15号)では、控訴審公判で顕著だった尋問特徴が請求人の供述にどのような影響を及ぼしていたのかについて両者の関連を相互作用的に分析した「Ⅲ 尋問の特徴が、請求人の供述に及ぼした影響」および「Ⅳ 自白した理由に関する請求人の説明」に関する検討を紹介したい。

鑑定のために用いた資料

〈1 審：津地裁〉

1961年（昭和36年）8月30日付・第3回公判調書
1961年（昭和36年）10月30日付・第6回公判調書
1962年（昭和37年）1月17日付・第7回公判調書
1962年（昭和37年）2月9日付・第8回公判調書
1962年（昭和37年）2月28日付・第9回公判調書
1962年（昭和37年）7月6日付・公判調書
1964年（昭和39年）10月29日付・公判調書

〈控訴審：名古屋高裁〉

1969年（昭和44年）7月4日付・控訴審第14回公判調書

〈第5次再審請求審〉

1986年（昭和61年）6月12日付・請求人質問調書
1986年（昭和61年）7月15日付・請求人質問調書
1986年（昭和61年）8月28日付・請求人質問調書
以上11通

引用文献

巖島行雄（2000）目撃証言（大田信夫・多鹿秀継編著
「記憶研究の最前線」8, 171-194, 北大路書房。）
脇中 洋（2006）鑑定書：「名張毒ぶどう酒事件」請求
人の公判供述分析. 1-154, 名古屋高裁刑事第1
部提出.

（2006. 10. 31 受稿）（2007. 1. 11 受理）

